

請負人の債務（2・完）

—プロジェクトマネジメント義務をてがかりに—

生 田 敏 康*

目次

I. 問題の所在

1. 請負契約の変容と請負人の債務
2. プロジェクト的請負とプロジェクトマネジメント義務
3. 本稿の目的

II. 判決に現れたプロジェクトマネジメント義務の検討

1. コンピュータソフト開発契約等におけるプロジェクトマネジメント義務
 - (1) はじめに
 - (2) 判決の紹介(以上、58巻4号)¹
 - (3) 裁判例の検討
2. 建設請負契約等におけるプロジェクトマネジメント義務
 - (1) はじめに
 - (2) 判決の紹介
 - (3) 裁判例の検討
3. まとめ

III. 考察

1. プロジェクトマネジメントの必要性
2. プロジェクトマネジメント義務の意義および根拠
 - (1) 意義
 - (2) 実質的根拠

*福岡大学法学部教授

3. 契約性質論とプロジェクトマネジメント義務の位置づけ
 - (1) 請負構成と準委任構成
 - (2) プロジェクトマネジメント義務の位置づけ（請負構成の場合）
 - (3) プロジェクトマネジメント義務の存在意義
 4. 専門家責任との関係
 5. 注文者等の協力義務との関係
- IV. 結びに代えて
1. 要約
 2. 残された課題

II. 判決に現れたプロジェクトマネジメント義務の検討

1. コンピュータソフト開発契約等におけるプロジェクトマネジメント義務

(2) 判決の紹介（承前）

*⑧判決については前号（本誌58巻4号）で紹介しているが、当判決の控訴審判決（⑨判決）を紹介するにあたって加筆して再掲する。

⑧東京地判平成24年3月29日金融法務事情1952号111頁²

X（スルガ銀行）は旧来の基幹システムを刷新するために、新しい基幹系システムの構築の提案をY（日本IBM）に委託し、Yは次世代金融システム・サービス（NEFSS）を企画・開発するチームを立ち上げ、アメリカのFIS社が権利を有していたパッケージソフトであるCorebankをNEFSSの部品として採用することを決め、Xに提案した。Xは複数の開発業者の提案の中から、YのNEFSSを全面的に改良して新経営システムを構築することを決め、平成16年9月29日に両社の間で「新経営システム」の構築に関する基本合意を締結し（以下、上記システムの開発を「本件システム開発」という）、同17年9月30日に、本件システム開発での個々の局面の権利・義務を規定した個別契約を締結することを条件に、支払総額89億7080万円で本件システムの構築を行うことについて最終合意書を交わした。しかし、その後、Yの開発工程は混迷を極め、結局、Corebankによる開発を断念せざるをえ

なくなり（最終的にYは別のパッケージソフトを提案することになる）、平成19年7月18日、XはYに対し債務不履行（履行不能）を理由に最終合意および個別契約を解除し、本件プロジェクトは中止するに至った。

Xは、Yが上記最終合意や個別契約にもとづく本質的義務³に従って履行すべき義務があったにもかかわらず、債務の本旨に従った履行をしなかった、本件プロジェクトが中止するに至ったのは、Yのプロジェクトマネジメント義務違反によるものであったなどと主張し、Yに対して請負契約の債務不履行または不法行為にもとづく損害賠償を求めた。これに対してYは反訴をもって、Xに対し未払代金の支払いを求めるとともに、本件プロジェクトが中止するに至ったのは、Xの協力義務違反が原因であるとして不法行為にもとづく損害賠償を求めた。判決は、Yの請求を退けるとともに、Xの主張については、請負契約上の本質的義務の不履行については否定したが⁴（上記最終合意書に定められた個別将来契約が未締結で条件未成就であるので、法的拘束力はないという理由）、プロジェクトマネジメント義務違反（不法行為）による損害賠償請求については以下のように述べて肯定した⁴。

ベンダとユーザの間でパッケージ型システム開発を行う場合、ベンダはユーザが構築しようとしているシステムに最適のパッケージを選定した上、これに適した開発方法を採用しなければならず、ユーザへの提案前にパッケージの機能、開発手法、リスク等について十分に検証・検討しなければならない。加えて日本の銀行の基幹系のシステムに海外のパッケージが用いられたことはなく、Yも銀行のシステムをこの方法で開発したことがないので、Yとしてはより慎重にパッケージについて検証・検討して、適切な開発方法を採用しなければならない。ところが、本件システム開発においてYは、選定したパッケージであるCorebankの機能や充足度、それを利用した場合の適切な開発方法についてあらかじめ十分に検証・検討していたとはいえない⁵。

本件のように大規模なパッケージを用いたプロジェクトではパッケージのカスタマイズが中核となり、カスタマイズ作業を適切に実施できる体制を整えておくことがプロジェクトの成否にとって重要となるところ、Yは、Corebankの改変権を有している業者との間で協議をするなどしてパッケージのカスタマイズを適切に実施できる体制をとっていたとはいえ、このことが本件プロジェクトにおいて作業の遅延や費用の増大を招いた⁶。

本件のようにパッケージの改変権を有しないシステムベンダがそのパッケージを用いてシステム開発を行う場合、パッケージベンダの対応いかんが開発上の阻害要因になるから、この点に関する事情は、ユーザが契約関係に入るかどうかを決定する上で重要なものであり、かつ、Yは大規模なカスタマイズをする必要があることを予め知っていたところ、Yは最終合意書を交わした平成17年9月30日時点においても、Yが上記改変権を有していないことがシステム開発において阻害要因になりうること、パッケージを改変するために必要な事項につき改変権を有する業者との間で協議が整っていないことをXに説明していなかった⁷。

Xは、本件最終合意が締結された時点において、Yが提案した開発手法に従ったシステム開発に問題があるとは認識しておらず、本件最終合意書でXが支払うべき金額に相応の根拠があると信頼しており、サービスインの延期や追加費用の負担を考慮する必要がないと考えていたのであり、このような認識のもと、Xは現行契約および個別将来契約にもとづいて代金を支払ったものである。仮にYが代金額の修正をXに申し出るのならば、そのことを説明して、Yとの間で本件プロジェクトを続けるか否かを判断できる機会を与えることができたにもかかわらず、それをすることなく本件プロジェクトを続け、その後になって代金の増額を求めることは信義に反する⁸。

YはXとの間で合意したサービスインの時期すらも遵守できず、サービスインが大幅に遅れる見通しになり、結局、Corebankに代えて別のパッケー

ジソフトを提案するに至るが、これは費用・完成時期について十分に検証したものでなく、このような代替案を提案すること自体、Xとの信頼関係を失わせるものであり、この段階でXがプロジェクトの中止を決断するに至ったのは非難に値するものでなく、十分な根拠があるというべきである⁹。

以上から、Yには本件システム開発のベンダとして適切にシステム開発を管理することなどを内容とするプロジェクトマネジメント義務の違反があるものというべきである¹⁰。

このように判決は、Yのプロジェクトマネジメント義務違反にもとづくXの損害賠償請求を認め、Xの損害としてYおよび第三者に支払った代金等に相当する合計74億円余の賠償をYに命じた（逸失利益については、本件システムが完成したかどうか、そのような利益をあげられたかどうか不確定な要素があるとして、認めなかった）¹¹。

⑨東京高判平成25年9月26日金融・商事判例1428号16頁¹²

本判決は、⑧判決の控訴審判決である（第1審被告である日本IBM側が控訴したもので、⑧判決と平仄をあわせて第1審原告＝被控訴人〔スルガ銀行〕をX、第1審被告＝控訴人〔日本IBM〕をYとする）。本判決は、まず、原判決（⑧判決）が契約当事者間で不法行為責任を認めたのが不当である（契約当事者間で不法行為責任が生じるのは、契約の有効性が否定されるような自己決定権の侵害がある場合、詐欺のような相当程度の違法性がある場合に限られる）というYの主張に対して、契約当事者間においても賠償責任の根拠として、実体法上、契約責任と不法行為責任が競合しうるものであり、Yが主張するような違法性があるときに限って不法行為責任が成立するという実体法上の根拠はなく、そのように不法行為責任の成立が限定されると解することはできないとしたうえで、プロジェクトマネジメント義務違反の有無について判断した¹³。結局、本判決は、企画・提案段階におけるプロジェクトマネジメント義務違反については否定したものの、最終合意時の段階にお

けるプロジェクトマネジメント義務違反については認め、第1審判決における認容額を減額し、41億円余の損害賠償をベンダに命じた。その理由はおおむね次のとおりである。

企画・提案段階においても、ベンダはユーザに対してみずから提案するシステムを検討・検証し、説明する義務を負い、このような義務は契約締結に向けた交渉過程における信義則にもとづく不法行為上の義務と位置づけられ、Yはベンダとしてこのような義務（企画・提案段階におけるプロジェクトマネジメント義務）を負う。しかし、ベンダはユーザの業務内容等に精通しているものではなく、受注が確定していない段階での事前検証等の方法、程度等は限られ、ユーザから得られる情報、協力にも限界があるので、プロジェクト開始後に生ずる事情、要因等について企画・提案段階でもれなく予測することは困難であり、この段階における検証、説明義務はこのような状況における予測可能性を前提とすべきであり、ユーザ側もベンダの説明を踏まえ、システム開発について自らリスク分析する必要がある。このように、企画・提案段階におけるシステム開発構想は、一定の修正等があることを前提とするものであり、計画どおりシステム開発が進まないことをもって、企画・提案段階におけるプロジェクトマネジメント義務違反があるとはいえない¹⁴。事実認定したところから総合検討すると、この段階においてYにプロジェクトマネジメント義務違反があったとはいえない¹⁵。

これに対して、本件システム開発の完成まで受任し、Xと基本合意および個別契約を締結したYは、ベンダとして通常求められる専門的知見を用いてシステム構築を進め、ユーザたるXに必要な説明を行い、その了解を得ながら、適宜必要とされる修正、調整等を行いつつ、本件システム完成に向けた作業を行うこと（プロジェクトマネジメント）を適切に行う義務を負う。この義務の内容は契約の文言等から一義的に定まるものではなく、状況に応じて変化しつつ定まるものであり、開発費用、開発スコープ、開発期間等につ

いて修正を要し、それがユーザの許容限度を超える事態が生ずることもありうることから、ベンダは適時適切に開発状況の分析、開発計画の変更の要否と内容、開発計画の中止の要否と影響について説明する義務を負う¹⁶。そして、本件最終合意締結（平成17年9月30日）の頃には、Yは当初予定していた開発費用、開発スコープ、開発期間内に計画を実現することが不可能であることを認識していた。このような局面に当たって、YはXに対し、開発費用、開発スコープ、開発期間のいずれかまたは全部を抜本的に見直す必要があることを説明し、見直しをしなければ本件システム開発が進まないこと、投下費用が無駄になることを具体的に説明して、Xに適切な判断を促す義務があり、場合によっては本件システム開発の中止をも提言する義務があった¹⁷。しかし、Yは、ベンダとして求められる説明義務、すなわち本件システム開発の適切な進行、修正、変更を図るため、ユーザであるXの判断に資する説明、提言等をする義務を果たしたとはいえ、少なくとも本件最終合意の締結段階において、本件システムの抜本的な変更、中止を含めた説明、提言および具体的なリスクの告知をしているとは認めがたいから、Yにプロジェクトマネジメント義務違反が認められる¹⁸。

以上のとおり判決は、本件最終合意を締結した段階におけるYの不法行為の成立を認め、Xが本件最終合意締結後に支出を余儀なくされた費用相当額41億円余についてYに賠償を命じた¹⁹（逸失利益については、最終合意で定めた責任限定条項により請求できない損害に当たるとして、認めなかった）²⁰。

（3）裁判例の検討

（i）プロジェクトマネジメント義務の内容

前節で紹介した裁判例がプロジェクトマネジメント義務をあらわすものとして適切な事例であるかは疑問の余地がないとはいえない。明確にプロジェクトマネジメント義務に言及し、包括的に扱うものは④⑧⑨の判決（⑨は⑧の控訴審判決）のみであり、この領域におけるリーディングケースといえる。

しかし、これら以外の判決もプロジェクトマネジメント義務とは明言せず、対象も限定的であるが、請負人（ベンダ）のとるべき行為・容態を示唆するものという点では参考になるものであり、同義務の内容を具体化するものとして取り上げる価値があるといえる²¹。以下、各判決について検討を加えるが、ここで、「ユーザ」とはコンピュータソフトないしシステム開発の委託者（注文者または委任者）のことをいい、「ベンダ」とは受託者（請負人または受任者）すなわち開発業者のことをいう。

①判決（東京地判平成3年2月22日）²²をプロジェクトマネジメント義務に関する先例と見ることには異論があるかもしれないが、請負人に対して、注文者の要求内容が概括的なものであっても、注文者に働きかけてその要求を具体化して、システムを完成すべき債務を認めている点で、請負人に適切なプロジェクトマネジメントが要求されている、といえよう。

②判決（広島地判平成11年10月27日）²³は、「プロジェクトマネジメント義務」という言葉こそ使用していないが、コンピュータソフト開発業者が「専門技術的な視点で判断して必要と思われる事項を提案、指摘するなどして注文者をサポートする義務」を負っていること、それを怠った場合、請負人の債務不履行責任が生じうることを明らかにした点で意義がある。たしかに注文者も請負人に対して「要求内容を明確にして打ち合わせをしなければならない義務」すなわち協力義務を負っているが、要求内容が明確でなかったとしても、請負人は与えられた資料を検討し、注文者に必要な事項を提案・指摘するなどして打ち合わせをした上でソフトを完成しなければならないとして、請負人の積極的なプロジェクトマネジメントが要求されている。重要なのは、注文者の協力が不十分な場合であっても、それだけで請負人の責任が免れるものではないとしていることで（注文者側が作成した「コンピュータ仕様書」にしたがって構築したというだけでは免責されない）、注文者の協力義務の前提として請負人のプロジェクトマネジメントの履践が必要である

という点である。また、請負人がこのような義務を負う根拠として、請負人が専門的知識・経験を有することをあげていることは、③④以降の判決に承継されている。これらの意味で本判決はプロジェクトマネジメント義務を明言した④判決の先駆をなすものと評価できる。

③判決（東京地判平成14年4月22日）²⁴は、自らが有する高度の専門的知識・経験にもとづき、注文者の要望事項やデータ運用方法の仕様が未確定である等、処理の迅速化を阻害する要因を認識した場合には、請負人は注文者に対し、当該要因を指摘し改善を求めるべき注意義務を負う、とした。本判決が判示するところは、次の④判決で定義されるプロジェクトマネジメント義務の主要な内容であり、②判決とともに重要な先例と位置づけられるべきであろう。なお、本事案において注文者は請負人の瑕疵担保責任を追及するものであるが、瑕疵の原因が請負人のシステム開発作業における注意義務違反にあると認定しており、実質的に債務不履行責任を肯定する場合と同様の判断枠組みであるといつてよい。

④判決（東京地判平成16年3月10日）²⁵は、「プロジェクトマネジメント義務」（判決文では「プロジェクトマネージメント義務」と表記する）という名称を初めて用いたとともに、その内容を詳細かつ明確に規定した点で重要な意義を有する。すなわち、プロジェクトマネジメント義務を「契約書及び本件電算システム提案書において提示した開発手順や開発手法、作業工程等に従って開発を進めるとともに、常に進捗状況を管理し、開発作業を阻害する要因の発見に努め、これに適切に対処すべき義務」または「専門的知識を有しない注文者によって開発作業を阻害する行為がされることのないよう注文者に働きかける義務」と定義し、その具体的内容として、注文者（ユーザ）の意思決定のために課題や期限を提示し、すみやかな注文者の意思決定を導くこと、注文者の要求が不当な場合は、要求の撤回等を求めるべきことをあげている。本判決は、システム開発業者（ベンダ）がプロジェクトマネジメ

ント義務を負うべきことを明言し、かつ当該義務につき、単なる助言・提案・指導などにとどまらない、プロジェクトの進捗の管理、阻害要因の発見およびそれに対処すべき義務という、非常に広範かつ積極的な義務と捉えており、請負人たるシステム開発業者に対して重い責任を課したものといえるであろう。

なお、プロジェクトマネジメント義務の内容として「専門的知識を有しない注文者によって開発作業を阻害する行為がされることのないよう注文者に働きかける義務」をあげ、注文者の要求が不当な場合は、要求の撤回等を求めるべきである、としているのは興味深い。そもそも注文者の要求にしたがって仕事をしさえすれば仮に仕事の結果が注文者にとって満足のいかないものであっても、請負人は免責されると思われるが（民法636条参照）、本判決はそうでない場合もありうることを示唆している。すなわち、ここでは請負人の有する専門性が重視され、その専門的知見により注文者の要求が不当であって仕事の完成を阻害するものである場合は、請負人はそれを阻止すべく行為する義務を負っているとも解される（この考え方は⑨判決においても現れている）。

もっとも、本判決のプロジェクトマネジメント義務に関する定義が一般性・通有性を有するかは疑問である。というのは、本判決が、システム開発という特殊な領域に関するものであって、他分野の請負にはそのまま当てせず、かつ、その定義自体がもっぱら事案の解決に即した形で定立されており、異種的事案に対してそのまま解決の指針とはなり難いように思われるからである。また、実質的に見ても、プロジェクトマネジメント義務を上記のように理解することは、「請負人は注文者のために仕事完成義務を負う」という請負契約の本来の趣旨から逸脱するおそれがあるからである。したがって、この判決が提示した準則を一般化することには慎重であるべきであろう（システム開発のように企画段階で予期できないような事態が発生することが普

通である場合、この準則は説得力があるが、通常の建設請負のように基本的に設計どおり完成できるような場合には妥当しないだろう)。さらに、本事案に対する判決の解決手法にもやや疑問が残る。結局、判決では注文者・請負人双方に債務不履行がないと認定しておきながら、注文者による債務不履行解除の意思表示を民法641条の解除に流用して既払代金の返還を認めつつ、他方で同条によって認められる請負人の損害賠償請求権につき民法418条の過失相殺規定を類推適用して賠償額を減額するという、きわめて複雑な、いわば「和解的判決」ともいべき手法を採用したことは、実質的にリスクを両当事者に負担させることにより結果の妥当性を追求したという点はともかくとして、紛争解決の指針として不透明さを残すものになったことは否めない。

しかし、本判決におけるプロジェクトマネジメント義務に関する詳細な判示内容は、⑧⑨判決において基本的に踏襲されることになり、下級審判決でありながら、本判決はプロジェクトマネジメント義務に関するリーディングケースとしての位置を占めるものになったといえよう（本判決は注文者の協力義務に関しても重要な判決である²⁶⁾）。

⑤判決（東京地判平成16年12月22日）²⁷⁾は、システム開発における不具合（いわゆるバグ）の除去の責任は、第一次的には請負人にあるとしたものである。コンピュータシステムにおいて不具合は不可避免的に発生するものであり、注文者が実際に使用してバグを発見し、請負人が指摘を受けて除去していくというのが一般的であろう。その意味で注文者の協力が必要なのはいうまでもないが、だからといって請負人が免責されるのではなく、通常システムにおいて存在することが許されない不具合については、注文者の指摘がなくても請負人においてこれを除去する義務を負うとしており、プロジェクトマネジメントの履践の有無が注文者の協力義務の範囲を画するというプロジェクトマネジメント義務の特徴が現れている。

⑥判決（東京地判平成18年6月30日）²⁸は、開発の進行段階において注文者からの無理な要望に対しては、請負人はこれを拒絶すべき義務があり、注文者の要望が過多であるという理由だけでは履行遅滞の責任を免れることはできないとしたものである。ここでは請負人の専門家としての立場が優先され、開発の阻害要因を認識した場合、これを除去すべきというプロジェクトマネジメント義務が請負人に課されていると理解されるべきである。

⑦判決（東京地判平成22年9月21日）²⁹では、新システムの開発にあたって旧システムを踏襲することがシステム開発業者の債務の内容であったかどうかの主たる争点となっている。判決は、これを肯定したうえで旧システムを踏襲せずに新システムを開発したことについてユーザの同意を得なかったベンダの債務不履行責任を認めているが、従来のシステムを踏襲するか否かはシステム開発において中核的な問題であるから、ベンダとしてはシステムの変更にあたってはユーザと十分協議を尽くしたうえで実施すべきプロジェクトマネジメント義務を負い、仮にベンダが旧システムを踏襲することが不適切であると判断しても、少なくともユーザの同意を得る義務があるというべきであろう。なお、本事例ではコンサルティング契約（業務分析、要求定義〔要件定義〕および開発管理からなる）とシステム開発契約が締結されており、前者は委任構成、後者は請負構成をとっているが、双方ともまったく同じ理由で債務不履行責任が認定されている。

⑧判決（東京地判平成24年3月29日）と⑨判決（東京高判平成25年9月26日）は、④判決と並んでプロジェクトマネジメント義務に関する重要な判決である。賠償額の巨額さ、世界的なコンピュータメーカーが当事者になったという点でも本判決は注目されるが、プロジェクトマネジメント義務の定義（内容規定）について基本的に④判決の判示内容を踏襲しながら、プロジェクトマネジメント義務違反を詳細かつ具体的に認定してベンダに対して損害賠償を命じた点は意義が大きい（④判決は明確にはプロジェクトマネジメン

ト義務違反を認定していない)。要するにベンダには専門的知識・経験を有する者としてシステム開発の進捗状況を管理し、開発の進行段階において適時適切にリスクその他についての説明や提言をなすべき義務（場合によっては開発の中止を提言すべき義務）があるという点では両判決とも④判決を踏襲するものであり、これに関してはとくに異論はなからう。ただ、プロジェクトマネジメント義務違反の認定の範囲は双方の判決で相違がある。

まず⑧判決は、(ア) ユーザへの提案前におけるパッケージの選定過程、選定したパッケージの機能・リスクの検証など開発方法の検証・検討が不十分であったこと、(イ) パッケージのカスタマイズにつき改変権を有する業者との調整が不十分であったこと、(ウ) 上記(イ)についてユーザに説明していなかったこと、(エ) サービスインの延期や追加費用の負担をユーザに求めるに際し、開発の存続あるいは中止の判断の機会を与えなかったこと（が信義に反する）、等の理由をもってベンダのプロジェクトマネジメント義務違反を幅広く認定している³⁰。

これに対して⑨判決は、企画・提案段階においてもベンダは一応（契約締結に向けた交渉過程における信義則にもとづく不法行為上の義務としての）プロジェクトマネジメント義務を負うものの、本案ではこの段階における義務違反を否定している（その結果、第1審である⑧判決より認容した賠償額が少なくなっている）。これは、受注が不確定な段階ではベンダにはユーザに関する十分な情報もなく、プロジェクト開始後の事情・要因等を予測できないからだというものである。他方、（システム開発の完成まで受任し、個別契約を締結した）最終合意時以降は、専門的知見を用いてシステム構築を進め、ユーザに必要な説明を行い、了解を得ながらシステム完成に向けた作業を行うべきプロジェクトマネジメント義務を負い、開発費用・開発期間等がユーザの許容限度を超えるような場合、その見直しの必要性を説明して、ユーザの適切な決断を促し、場合によっては開発の中止を提言する義務があ

るところ、その義務を果たさなかったとしてベンダの義務違反を認定している。

⑧と⑨の両判決に見られる判断の相違はどこに起因するのであろうか。⑧判決は、主としてパッケージの選定の当否や改変権を有する業者との調整の不首尾などベンダの開発手法を糾弾しているのに対し、⑨判決はどちらかという、そうした開発手法の不適切さを是正しなかったことや開発中止を提言しなかったことに非難の力点をおいているように思われる。そして⑧判決が、ユーザへの提案前にベンダが十分に検証・検討しなければならないとしているのと異なり、⑨判決が、企画・提案段階ではベンダはユーザに関する十分な情報がなかったのであるから、結果的に不適切であったとしてもベンダがそのような開発手法を提案したことはやむをえなかったと判断したところに両判決の相違が出てきたといえる。契約締結以前の企画・提案段階（ベンダは「契約準備段階における注意義務」を負うにすぎない）と契約締結（最終合意）後（ベンダには契約上の義務が生じている）とでは、⑨判決のように義務の内容・強度や義務違反の認定において差異が生じると判断するのは理由があるといえよう³¹（もっとも、賠償の対象を最終合意後に支出を余儀なくされた費用相当額に限定し、最終合意前に支出した費用について一律に否定するのは形式的にすぎるきらいがある）。

なお、本事案におけるシステム開発は、基本合意と工程（フェーズ）ごとの個別契約から構成されるいわゆる「多段階契約方式」（後記Ⅲ 3（1）参照）を採用している。この点、⑧⑨判決は、システム開発の法的性質（請負契約か否か）については判断しないでベンダの責任を認めているが、これについては次章で言及する。また、⑧⑨判決は、債務不履行（請負契約上の義務の不履行）ではなく、不法行為（プロジェクトマネジメント義務違反）にもとづいて損害賠償責任を認めており、また、責任限定条項の不法行為責任への適用が問題になっているなど、契約責任規範と不法行為規範の関係につ

いて興味深い論点を含んでいるが、これらは本稿で検討する余裕がないので割愛せざるをえない。ちなみにユーザは請負契約上の「本質的義務」の不履行という理由でベンダの債務不履行責任を追及しているが、⑧判決はこれを退けている（最終合意書において、各個別契約が締結されるまで各当事者は本合意書にもとづく何らの法的義務を負わないとされており、結局、最終合意の法的拘束力を認めなかった）。控訴審である⑨判決は、ユーザが主位的請求を不法行為責任〔プロジェクトマネジメント義務違反〕の追及に切り替えているので、判断を示していないが、上記のとおり契約責任と不法行為責任の競合を認めたくうで、不法行為責任を肯定している。

（ii）プロジェクトマネジメント義務違反に対する救済

以上の裁判例において認容されたユーザの請求内容を整理すると、①②⑥⑦はベンダの債務不履行を理由とする解除による既払代金の返還（なお①⑥⑦は仕事未完成、②は仕事完成、債務不履行の態様につき①は履行不能、⑥は履行遅滞、②⑦は不完全履行〔本旨不履行〕？）、③は瑕疵担保責任の追及としての解除による既払代金返還および損害賠償（仕事完成）、④は民法641条の解除を理由とする既払代金の返還（仕事未完成、請求では債務不履行〔履行遅滞〕も主張）、⑤は瑕疵担保責任の追及としての解除による既払代金の返還（仕事完成）、⑧⑨は不法行為にもとづく損害賠償である（仕事未完成、請求では債務不履行〔履行不能〕も主張）。紹介した事案の多くは解除による既払代金の返還であり、損害賠償を認めたのは③⑧⑨判決であるが、⑧判決は原告（ユーザ）の請求に対して損害賠償として認容したのはベンダおよび第三者に支払った代金相当額であって、実質的には既払代金の返還（原状回復）プラス費用賠償であるといっておく、また、③と⑨判決は実損害（支出を余儀なくされた費用相当額）についてのみ損害賠償を認容している（⑧⑨判決においてユーザは逸失利益の賠償も求めているが、判決はこれを退けている。ただし、その根拠は異なる）。

このように公刊された裁判例を概観するに、プロジェクトマネジメント義務違反に対するユーザの救済は、事実上、代金返還あるいは実損害（費用）賠償など原状回復的な救済に限られており、営業利益等の履行利益ないし逸失利益には及ぶものはないといえよう。限られた事案から一般化することは危険であるが、推察するに、まず、⑧判決が指摘しているように、プロジェクトマネジメント義務違反とプロジェクトの中止または利益の喪失の間の因果関係が明らかでないことがその理由としてあげられる。そして、ユーザとベンダの密接な関係から、ベンダのプロジェクトマネジメントのほかにユーザの協力も要請されるところ、往々にしてユーザの非協力的行為・態度（過大・抽象的な要求、必要なデータ・情報を提供しないことなど）が開発の遅れ・頓挫の一因となっており（ベンダ側に100パーセント責任があるというケースは稀である）、そうした事情も原状回復的な救済に限定される理由ではないだろうか（④判決が民法641条によるものとはいえ、ユーザの既払代金返還とともにベンダの損害賠償請求権も認めているのは象徴的である）。また、契約において責任限定条項（「通常・直接の損害に限る」「代金相当額を限度額とする」など）がおかれていることがあり（⑧⑨判決の事案がそうである）、このような事情が損害賠償額等を制限する要因となっていることも否めない。

2. 建設請負契約等におけるプロジェクトマネジメント義務

(1) はじめに

建設請負においてもプロジェクトマネジメントは重要である。なぜなら、建築あるいは建設工事は大規模かつ長期にわたるプロジェクトであり、適切なマネジメントが不可欠であるからである³²。これに関し、建設請負契約においては、約款において請負人の債務が詳細に規定され、かつ標準化されており、参考になる。たとえば、「民間（旧四会）連合協定工事請負契約標準

約款」によれば³³、請負人は、設計に疑義がある場合や設計図書に示された施工条件と実際に相違がある場合には監理者に通知するものとされ（同約款16条）、また、損害の防止のために必要な処置をする義務（同約款18条）や、施工のために第三者に損害を与えた場合に損害を賠償する義務（同約款19条）を負い、不可抗力による損害について注文者と請負人の負担が定められている（同約款21条）。コンピュータソフト開発契約等と異なり、裁判上、建設請負関係のプロジェクトマネジメントが問題となったケースは稀であるが、本節では、近隣住民との紛争解決に協力する義務、法令上の制限を把握し説明するなど注文者の意向に沿って工事を実施する義務、および請負人による注文者の従業員に対する教育指導義務等が問題となったケースをとりあげる。

（2）判決の紹介

①東京地判昭和60年7月16日判例タイムズ611号42頁、判例時報1210号66頁

YはXから10階建の工場兼共同住宅の建築を請け負ったが、周辺住民から日照妨害等を理由にビルの高さや位置の変更を求める反対運動が起これ、結局、工事が中止され、XはYの債務不履行を理由に請負契約を解除するとともに、Yに対して損害賠償を請求した。Xは、Yが（旧）四会連合協定工事請負契約約款15条1項（「（前略）第三者との間に紛議を生じたときは、乙〔請負者〕がその処理解決にあたる」）および特約にもとづき、日照紛争を含む各種の紛争解決義務を負うにもかかわらず、住民の妨害行為に対して適切な妨害排除措置をとらず、住民と密約を交わして工事を中止するなど、右義務に違反する行為をしたと主張したのに対し、Yは、工事が中止になったのは周辺住民の反対運動によるものであって、Yには責任がない、と主張した。

判決はまず、請負人の右約款条項にもとづく紛争解決義務は工事の直接損

害に限られるものではないが（紛争解決義務を約したとされるX主張の特約の存在については否定）、日照紛争を含むあらゆる紛争を請負人が解決する義務があるという趣旨ではなく、紛争の性質内容と契約の趣旨に応じて判断するしかないとした³⁴。そして、住民との日照紛争においてYはXと住民の話し合いに協力して日照図・日影図を作成して、住民に説明すべき請負契約上の信義則上の義務があったというべきであり³⁵、第三者の妨害など紛争が生じたときには、請負人は第三者を利するような行為をしてはならず、請負人みずから紛争を解決できないときは、注文者に協力してその解決に努力し、仕事を完成する信義則上の義務があるとしたうえで³⁶、判決は、YがXの不知の間に住民に言質を付与したこと、工事現場で紛争を傍観したこと、Xへ具体的助言をすることなく、住民への対応に協力しなかったことなどから、Yはこれらの信義則上の協力義務に違反し、債務不履行責任があるとした³⁷。ただし、この債務不履行とXが主張する損害の間には因果関係がない（Yの債務不履行がなかったとしても契約期間内の完成は不可能であった）として、X主張の損害のうち、財産的損害については賠償を認めなかったが、Yの対応によってXが精神的打撃を受けたなどとして慰謝料700万円の賠償を認めた³⁸（なお、Yは受け取った請負代金から設計料と解除までに支出した費用を差し引いた残金を返還する旨通知して供託し、Xはこれの還付を受けている）。

②名古屋地判平成18年9月15日判例タイムズ1243号145頁³⁹

YはXから建物の設計および施工を請け負ったが、契約当時、Yの代表者AはXに設計図書および仕様書を交付せず、また、法令上4階建て建物の建築が可能であったにもかかわらず、Aが法令上の制限に関する事実について誤解していたため、Xに対して3階建て建物しか建てられないと説明した結果、Xは4階建て建物の建築を断念するに至ったという事情があった。その後、本来の法令上の制限を知ったXの長女から説明を求められてもAは正確

な規制内容の説明も設計変更の打診もせず、さらにXに無断で設計内容を変更し、施工するに至ったので、XはYの債務不履行によるXY間の信頼関係破壊を原因として契約を解除し（予備的に約款〔民間連合協定工事請負契約約款〕31条2項f号にもとづく解除も主張）、既払代金の返還を求めた（本訴請求）。これに対してYは、Xの主張を争うとともに、約款31条1号（注文者都合による解除）にもとづいてXに対し損害賠償を求めた（反訴請求）。

判決は、請負人であるYには付随的債務として、（ア）本件建物に関する法令上の制限を正確に把握し、施主であるXに説明し、その説明に不備があった場合、これを直ちに訂正の上、設計変更の必要などを協議すべき義務、（イ）設計図書、見積書および工程表を作成したならば、Xに速やかに交付すべき義務、（ウ）設計内容を変更する必要があるならば、Xに対し施工前に変更の内容および理由を説明し、その同意を得るべき義務があったにもかかわらず⁴⁰、Yはこれらの付随的債務の履行を怠り、このような付随的債務の不履行は、施主であるXに対する著しい背信行為で、XY間の信頼関係が破壊され、Xの意向に沿った建物を建てるという契約目的の達成に重大な影響を与えているので、Xはかかる付随的債務の不履行による信頼関係の破壊を原因として請負契約を解除することができるとして、Xの請求を認めた⁴¹（Yの反訴請求は棄却）。

③東京地判平成22年3月8日判例タイムズ1353号138頁、判例時報2099号32頁

XはAとごみ処理施設（本件施設）の整備工事契約（本件工事契約）を締結し、Xはこれを完成させ、Aに引渡した。AはBにこれの運営管理業務を委託し、Bは運営管理していたが、本件施設に雷を原因とする停電が生じ、運転員（Bの職員）が本件施設の復帰運転をすることができず、火災事故（本件火災事故）が発生した。その後、Xが本件施設の復旧工事を行い、その代金を上記復旧工事の代金債務を免責的に引き受けたYに対して請求したのに

対し（本訴請求）、Yは、Xが本件工事契約上の教育指導義務に反して、異常時に対応するための教育指導を怠り、適切なマニュアルを交付していなかったことなどから本件火災事故が発生したとして、Xに対する債務不履行または不法行為による損害賠償請求権を自働債権とする相殺を主張するとともに、Xに対して損害賠償を求める反訴を提起した。

判決は、本件施設の運転管理業務を行う者が、本件施設の設計、製作および据付をしたXから緊急時の対応を含めた運転管理業務について教育指導を受けなければ、本件施設の複雑な操作を的確に習得できないことから、Xには緊急時の対応を含めた運転管理業務について教育指導をし、適切なマニュアルを交付し、その他必要な情報を提供する義務があるとしたうえで⁴²、Xの教育指導義務違反を認め、Xがマニュアルを交付するなど教育指導義務を尽くしていたのならば本件火災事故を回避できた蓋然性が高いとして、同義務違反と本件火災事故との因果関係を肯定した⁴³。ただし、AとBも緊急事態の発生に対処すべき体制をとっておく必要があったにもかかわらず、これを怠ったとして本件火災事故の発生および拡大につきAおよびBの過失も認め、Xの過失割合を7割、AおよびBの過失割合を3割とした⁴⁴。そして、Xの請負代金債権に対して（Aを承継した）Yの右損害賠償債権による相殺を認めた（Xの本訴請求については一部認容、Yの反訴請求に対しては「予備的反訴」であるとして判断を示さず）。

（3）裁判例の検討

（i）プロジェクトマネジメント義務の内容

高層マンションや商業ビルのような大規模構造物の建設は、必然的に近隣住民の生活や環境に影響を与えざるをえず、住民に対する説明、説得および工事をめぐって紛争が生じた場合の住民との円滑な交渉が最終的に請負契約の目的を達成するに当たってのカギとなる。これらは本来、注文者になすべきことともいえようが、紛争の複雑さ、問題解決の専門性から素人た

る注文者の手に負えないケースも多く、こうした点にノウハウ・経験の豊富な請負人がその任にあたるのが適切な場合もありうる。このようないわゆるリスクマネジメント（本事案の対象から環境マネジメントともいえる）もプロジェクトマネジメントの一つとして請負人の債務に含まれると一般的にいうことができよう。本節（2）で紹介した①判決（東京地判昭和60年7月16日）は、（旧）四会連合協定工事請負契約約款の条項の解釈という形であるが、請負人はあらゆる事案について紛争解決義務を負うものではないとしつつ、第三者との間で紛争が生じた場合は、第三者を利するような行為をしてはならず（忠実義務を負う）、注文者に協力して紛争解決に努力すべき信義則上の協力義務を負うとし、請負人が紛争を傍観して具体的な助言をしなかったこと等が債務不履行に問われている。その限りで請負人にも一定の義務が課されているといえるが、あくまでも協力義務にすぎず、限界事例とってよいだろう。ちなみに現在の民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款においては、日照障害のような注文者の責めに帰すべき事由によって第三者（近隣住民）に損害を与えた場合は、注文者が解決処理にあたり、必要に応じて請負人がこれに協力するものと規定されている（同約款19条4項）。

請負人は施主（注文者）の意向に沿って設計・工事を実施しなければならないことは当然のことであるが、これが請負人の付随的債務であることを確認し、かつ、その不履行を理由として注文者による請負契約の解除を認めたのが②判決（名古屋地判平成18年9月15日）である。本判決は、施主が4階建て以上の建物の建築を望んでいたにもかかわらず、請負人が法令上の制限に関する事実について自らの誤解にもとづいて、その建築を断念させ、施主の親族がその誤りに気づいて指摘してもまともに対応せず、見積書・工程表等を施主に交付すべき義務があると解されるところ、これらを交付せず、契約時に合意した工法を施主の同意を得ずに変更するなど、請負契約に付随する債務の不履行があり、かつそのために当事者間の信頼関係が破壊されたと

して施主（注文者）による解除を認めている。判決はもとよりプロジェクトマネジメント義務と明言するものではないが、施主の意向に沿わないような工事をしてはならず、そのためには企画・設計から施工の段階に至るまで請負人は適切な行動をとらなければならないというのは、まさにプロジェクトマネジメント義務そのものといってよいであろう（委任契約における受任者の忠実義務と共通するものともいえる）。また、判決は、このような（付随的な）債務の不履行（付随義務違反）のみを理由として解除を認めるのではなく、それが信頼関係の破壊をもたらしたこと（＝契約目的の不達成）を原因として解除を認めているが、これは解除原因となる債務不履行は、「要素たる債務」（対価的債務など）の不履行に限られるという通説的な理解にもとづくものであると思われる⁴⁵。本判決の結論じたいは妥当であるが、このような債務が付随的債務であるゆえに解除するためにはさらに当事者間の信頼関係の破壊が必要とすることは、たとえば請負人が施主の意向に沿わない建物を建築しようとしていても容易に解除できないなど、注文者の保護に欠ける場合が出てくるのではないかと、危惧される点がないわけではない。

ごみ処理施設のような危険を内包し、運転に複雑な操作を必要とする施設については、通常の運転業務だけでなく、事故等の異常事態への対応について運転に従事する従業員に対して十分な教育指導がなされなければならない。このような施設の製作を目的とする請負契約においては、施設を完成させ、引き渡すだけでなく、その施設の運転管理業務について注文者の従業員等に対して教育指導を行うことも、請負人の債務に含まれるのは当然であろう。これにつき、③判決（東京地判平成22年3月8日）は、緊急時の対応を含めた運転管理業務について教育指導をし、適切なマニュアルを交付し、その他必要な情報を提供する義務があったとしたが、これはリスクマネジメントの一つといってよい。なお、本判決の事案においては請負人の債務不履行（または不法行為）によって注文者が財産的損害を被っているため、請負人の注文

者に対する保護義務（安全配慮義務）との競合が問題となりうる。しかし、ごみ処理施設の稼働のために適切なマニュアルを交付し、注文者の従業員に対する教育指導がなされることは契約目的達成（ごみ処理施設の正常かつ安全な稼働）のために不可欠なものであるから、この義務を請負人に課される契約上の（保護義務と対比されるところの狭義の）付随義務と位置づけることは間違いではないであろう（注文者が財産的損害を被ったことはある意味、二次的な損害にすぎない）。

建設工事はかなりの程度で完成時期や費用などについて予測可能であり、プロジェクトマネジメントが必要な局面は、システム開発と比べれば少ないといえよう。しかし、請負人の法規に関する知識不足や施工方法の選択ミスなどが工期の遅延や費用の増加などをもたらすものであることは、②判決に見られるとおりであり、請負人に適切なマネジメントが要求されるのはいうまでもない。また、工事の規模が大きくなるほど周囲の環境に影響を及ぼさざるをえず、かつ危険を増大させるものであるから、いわゆる（異常事態等の発生に対する）リスクマネジメントが必要となってくる。紹介した裁判例においても①と③はまさに第三者との紛争および施設の事故というリスクにいかに対応すべきかが問題となっている。

（ii）プロジェクトマネジメント義務違反に対する救済

建設請負契約等における上記の裁判例において、①判決は義務違反をみとめたものの、実質的には財産的損害の発生を否定し、慰謝料のみを認め（仕事未完成）、②判決は債務不履行解除による原状回復（代金返還）を認め（仕事未完成）、③判決は注文者の財産的損害に対する損害賠償を認めている（仕事完成）。ただ、裁判例が僅少なので、一般的な傾向といったものは見いだせない。

3. まとめ

以上の裁判例の紹介・分析から、少なくともコンピュータソフト・システム開発契約においてプロジェクトマネジメント義務がユーザによるベンダの責任追及（ユーザの救済）のための有力な手段として機能していることを確認できた。これに対しては、請負契約における注文者の救済としてあえて請負人のプロジェクトマネジメント義務違反を問う必要性について疑問を呈することができよう。なぜなら、(多くの裁判例のようにこれらの契約につき請負構成をとれば) 成果物に不具合があれば仕事の目的物の瑕疵として請負人の担保責任を追及すれば十分のはずであるし⁴⁶、成果物が注文者の要望にまったく沿わないものであれば、そもそも仕事が未完成であるという理由で再履行を求め、あるいは仕事完成義務の履行遅滞ないし履行不能を理由として解除または損害賠償請求をすればよいからである。しかし、請負人・ベンダの債務として（そう明言するかどうかはともかく）プロジェクトマネジメント義務を措定し、その義務違反にもとづく損害賠償等を認める形で注文者・ユーザを救済している裁判例があるのはなぜであろうか。この問題については次章で検討したい。

一方、建設請負契約においては、裁判例も少ないせいもプロジェクトマネジメント義務はあまり問題となっていない。この場合、請負人のプロジェクトマネジメントが不適切であったとしても、基本的に「仕事の目的物の瑕疵」として請負人の担保責任を追及すれば十分だからであろう。ただ、建設請負であっても巨大施設やプラント建設のようなケースにおいては当然、プロジェクトマネジメントが不可欠でいわばプロジェクトの成否のカギを握るとさえいえるので、今後、請負人のプロジェクトマネジメント義務が問われるようなケースが登場してくることも予想される。

Ⅲ. 考察

1. プロジェクトマネジメントの必要性

前章において、コンピュータソフトおよびシステム開発契約と建設請負契約における裁判例をとおして、プロジェクトマネジメント義務の内容を検討してきた。本章では、それを踏まえてプロジェクトマネジメント義務について一般的・総合的な考察を行う予定である。

本稿Ⅰ（本誌58巻4号）で述べたのを繰り返せば、プロジェクトとは、「特別な目的を限られた期間と資源で達成するための諸活動⁴⁷」のことであり、プロジェクトマネジメントとは、「各時点・各プロセスで発生する諸条件の変化を的確に把握し、調整・対応のための諸施策を実施するマネジメント（経営管理活動）⁴⁸」ということになる。なぜプロジェクトマネジメントが必要かということ、制約された諸条件（期間・資源・コスト）のもとでは適切なマネジメントなしにはプロジェクトを続行しえず、また、委託者（注文者）と受託者（請負人）が密接に協力しあって業務を進めないとプロジェクトの成功は困難であるからである。これに対して請負のなかでも、クリーニング、自動車の修理など定型的・大量処理が可能なものや、規格化された製品の製造は、品質などの管理が問題となるものの、原則としてプロジェクトマネジメントが問題となることはない。プロジェクトは新たに何かを創造する活動で、予測が困難で不確定要素が大きいというリスクが不可避免的に存在するから、適切なマネジメントが必要になるのである。プロジェクトマネジメントは、通常、次のようなプロジェクトのフェーズ（工程）ごとに実施されることになる。

システム開発の場合、経済産業省所管の研究会が策定し、利用を推奨する「モデル契約書」があり⁴⁹、多くのシステム開発契約で採用されている。それによれば、システム開発はおおよそ①企画・計画、②要件定義（システム化のための要件をすべて洗い出し、確定する工程）、③設計・開発、④テス

ト・移行、⑤保守・運用というフェーズを踏んで実施される。このモデル契約書には、ユーザとベンダが協働して業務を行うこと（8条）、両者の間に連絡協議会をおくこと（12条）、ソフトウェア開発業務に際しユーザが協力すべきこと（24条）などの当事者双方の協力の必要性をうたう規定のほかに、プロジェクトマネージャーの設置（9条）やいわゆるマルチベンダにおけるプロジェクトマネジメントの責任の所在（13条）などプロジェクトマネジメントに関する規定もおかれている。

建設請負の場合もほぼ同様で、プロジェクトは①事業企画、②調査・計画、③設計・積算、④施工、⑤運営・維持管理というフェーズをたどって実施され⁵⁰、プロジェクトのスコープ（範囲）に関するスコープマネジメント（プロジェクトや作業の定義などを行う）、生産工程を管理する工程マネジメント（工程計画を作成し、プロジェクトの進捗を管理する）をはじめとして、環境マネジメントやリスクマネジメントなどが必要となってくる⁵¹。

2. プロジェクトマネジメント義務の意義および根拠

(1) 意義

本節では前章で検討した裁判例から得られた知見やシステム開発等におけるプロジェクトマネジメントの実態などにもとづいて、プロジェクトマネジメント義務を定義してみたいと思う。もとよりプロジェクトマネジメント義務は、契約の対象・相手方（注文者）の協力の必要の程度等によって相当異なるものであるから、一義的に定義ないし内容規定をするのは無意味かもしれないが、一応の共通項というべきものを抽出して提示することはまったく意義がないとはいえないであろう。ここでは経営（工）学上の概念であるプロジェクトマネジメントをいかに法的概念としてのプロジェクトマネジメント義務に接合するかが肝要となる。なお、後述のとおりシステム開発の法的性質論につき争いがあるので、ここでは注文者・顧客（ユーザ）側を「委託

者」、請負人・開発業者（ベンダ）側を「受託者」と称することにする。

システム開発に関する裁判例を参考にすれば（とりわけⅡ 1（２）④判決の定義が包括的で詳細である）、プロジェクトマネジメント義務は、「プロジェクトの進捗状況を管理し、プロジェクトを阻害する要因の発見に努め、これに適切に対処すべき義務」と一応定義できるであろう⁵²。この定義じたいは抽象的かつ広範なものなので、システム開発のみならず建設請負契約についても適用することが可能であると考ええる。

そして、そこから派生する義務としては、（ア）まず委託者（注文者・ユーザ）が適時・適切な意思決定をできるよう開発手法等のメリット・デメリット・リスク等を説明し、複数の選択肢を提案し、専門家としての立場から提言・助言する義務が考えられる⁵³。これはもっぱらシステム開発の場合に問題となるが、建設請負の場合も問題となりうる。どんな種類の建物を建てるかという点については請負人が関与する余地は少ないだろうが、どのような工法・材料で建てるか、どのような法規制が存在するのかなどについては請負人のマネジメント（説明・助言）が必須となる（Ⅱ 2（２）②判決参照）。

次に（イ）プロジェクトを阻害する要因が存在する場合に、これを発見し、除去するなど適切に対処すべき義務があげられる。上記の裁判例でいえば、システム開発における「専門的知識を有しない注文者によって開発作業を阻害する行為がされることのないよう注文者に働きかける義務」（Ⅱ 1（２）④判決）、「注文者からの無理な要望を拒絶する義務」（Ⅱ 1（２）⑥判決）、より具体的には「注文者の要求が費用の増加や納入期限の遅れをもたらすような場合にはその撤回や追加費用の負担、納入期限の延期等を求めるべき義務」（Ⅱ 1（２）④判決）があげられよう。

そのほか、（ウ）完成したプロジェクトを円満に運営させるために準備する義務あるいは事故や第三者との紛争に対するリスクマネジメント義務や環境マネジメント義務が考えられ、たとえばシステムや設備の保守・管理のた

めに詳細なマニュアルを交付し、注文者・ユーザの従業員を教育指導し、事故やトラブルが発生した場合の回避措置を講じる義務（Ⅱ 2（2）③判決）、第三者紛争（日照阻害をめぐる近隣住民との紛争など）の解決に協力する義務（Ⅱ 2（2）①判決）などがこれに該当すると思われる。

以上の整理から、プロジェクトマネジメント義務においても説明・助言義務が中核的な要素であるということがいえる。これは委託者が適切な意思決定をするために受託者による説明・助言が不可欠の要素であるからである。その意味でこれは消費者契約における事業者の説明義務と本質的に異なるところはない（もちろん、ユーザはベンダと交渉力において格差があるわけではないので、消費者契約におけるような自己決定権の保障は問題とならない）。しかし、単なる説明義務と相違するのは、プロジェクトマネジメント義務がそれを超えてプロジェクトの進捗状況を管理する義務を内包する点である。すなわち、プロジェクトの阻害要因の除去義務やリスク回避義務も含むものとされるので、受託者にとって相当な負担となることは明らかである。

また、プロジェクトマネジメント義務について以上のように理解すると、Ⅱ 1（2）⑨判決中に述べられているように⁵⁴、同義務は契約文言等から一義的に定まるものではなく、開発の進行段階やユーザの協力の度合いにおいてその内容が定まるような性格のものであり、かつ、プロジェクトというものが常に予期せぬ要因によって変更等を余儀なくされるものであることから、事前に義務の具体的な内容を確定することが困難な、いわば動態的・浮動的な義務ということになる。このような義務の「動態性・浮動性」は、請負契約（または役務提供契約）とりわけシステム開発契約の特色であり、他の契約類型と対照をなすものであるが、義務の成否や義務違反の有無については事後的・回顧的に判断せざるをえないから、当事者にとって不意打ちのリスクを常に覚悟しなければならなくなる。そこで、受託者にこのような広範かつ不確定な義務を課す実質的な根拠（正当化根拠）を探求する必要が出てく

る。

（2）実質的根拠

請負人・ベンダが以上のようなプロジェクトマネジメント義務を負うべきとすれば、その実質的な根拠は何であろうか。それは多くの裁判例が指摘しているように、受託者（請負人・ベンダ）が自ら有する高度の専門的知識・経験にもとづいてプロジェクト開発・遂行能力を有し、かつそれをもってビジネス展開していること、委託者（注文者・ユーザ）はそれを信頼して対価を払うこと、そして請負に代表される役務提供契約は上記のようなリスク（債務の内容が広範かつ不確定で変動がありうること）も含めて代金ないし報酬が決定されることに求めることができよう。これは後述のとおり専門家責任と類似するが（請負人・ベンダは広義の専門家といってよい）、高度の専門的知識・経験に対する信頼だけでなく、事業体としての請負人は資本、スタッフ、技術を備えることによる仕事遂行能力を有し、これをもって顧客を獲得し、利益をあげていることが、このような義務を正当化できるのではないかと考えられる。

もとより、委託者と受託者の間の契約（いわゆる基本合意）で、おおよその開発期間・開発費用・開発方法等が合意されるのであるが、プロジェクトは予期しない要因・事情によって変更を余儀なくされ、期間の延期、費用の追加などが迫られるのが常態であるといってよい。こうした事態に対処でき、かつ対処すべきなのは、一次的にはやはり受託者たる請負人・ベンダであろう。こうした点を含めて対価が定められるというべきであり、したがってプロジェクトマネジメントの負担者を受託者とするのが妥当であると思われる。もっとも、プロジェクトの対象によりプロジェクトマネジメントの範囲が異なることは当然であり、たとえばシステム開発と建設請負では一般に前者の方が広いと考えられ、後者には上記の定義のすべてが当てはまらない場合もありえよう（上記Ⅱ 1（3）（i）におけるⅡ 1（2）④判決に関するコメ

ントを参照)。また、当事者間の合意（基本合意・個別契約等）により事前に権限・リスク等の配分を行うことは当然可能であろう⁵⁵。そうした合意は尊重されるべきものではあるが、必ずしも絶対的なものではなく、後述のとおりプロジェクトマネジメント業務は信義則上の義務に位置づけられるものであるから、契約の合理的解釈と信義則に照らして裁判所による事後的な審査に服さなければならないことはいうまでもない。

3. 契約性質論とプロジェクトマネジメント義務の位置づけ

(1) 請負構成と準委任構成

本稿では「請負人の債務」というテーマのもと、プロジェクトマネジメント義務について考察を行っているが、そもそもコンピュータソフトまたはシステム開発契約の法的性質につき争いがあるので、これについて検討を加えたうえで、こうした性質決定を行った場合においてプロジェクトマネジメント義務がどのように位置づけられるのか、その存在意義（必要性）は何かについて考察する⁵⁶。

コンピュータソフト・システム開発契約を請負契約と構成すれば、請負人は仕事完成義務を負うので、ソフトウェアまたはシステムを完成させない限り、報酬請求権はなく（民法632条参照）、かつ、注文者は請負人に対し瑕疵担保責任を追及できるのに対し（同634条以下）、反対に（準）委任契約と構成すれば、受任者は委任者に対し善管注意義務を負い（同644条）、結果が達成できなくても報酬を請求でき（同648条3項参照）⁵⁷、また、原則としていつでも解除できる（同651条）など、双方の当事者の救済にあたって方法や内容に違いが出てくる。

ユーザにとってソフトウェアあるいはシステムは完成しなければ無意味であり、また、請負人の瑕疵担保責任は無過失責任と解されているから、一般的に請負構成の方がユーザにとって有利であるといえよう（もっとも担保責

任の存続期間は一般の時効期間より短縮されているので、この点はユーザに不利である）。しかし、必ずしも成果物がはっきりしないような場合、ユーザとベンダの共同事業性が強い場合あるいは実験的なソフトやシステムを開発するような場合もあり（たとえば、研究機関Aが中心となって進めている試験的なソフトまたはシステムの開発を企業Bがサポートするような場合）、そのようなケースでは準委任と解しうる余地が出てくる。また、開発が挫折し、かつ、ベンダに帰責事由がないような場合においては、割合的報酬請求権（民法648条3項）を認める準委任と解した方がベンダの救済に都合がよい（請負であるとする債務者たる請負人〔ベンダ〕が給付危険を負わなければならない）。もっとも請負契約と解しても既履行部分が可分で、かつ、注文者に利益を与える場合は、既履行部分についての解除は認められない（既履行部分についての報酬請求権は確保される）というのが判例の準則であり⁵⁸、その限りで請負人の利益は保護されるが、コンピュータソフトやシステム開発の場合、開発が中途終了した場合、未完成の成果物にどれだけの価値があるのか（再利用または転用可能か）疑問であるので、ベンダにとって準委任構成のメリットは大きい。

ちなみにシステム開発の現場では、上記の「モデル契約書」にもとづき、いわゆる「多段階契約方式」が採用され、開発の全体をいくつかのフェーズ（工程）に区切って個別契約を締結し、そのフェーズごとに契約の性質決定（請負または準委任）がなされるのが一般的になっている（おおむね企画・計画から要件定義までは準委任、システム設計・開発は請負、テスト・運用・保守は準委任とされている）⁵⁹。これは「見積もり時期とリスクとの関係を踏まえて、ユーザ・ベンダの双方のリスクアセスメントの機会の確保の観点から」採用されたというものであるが（基本合意の段階では将来の正確な見積もりが困難だから）⁶⁰、各フェーズに応じて締結される個別契約をもって当該フェーズの中間成果物または業務に対する報酬請求権を確保することに

より、ベンダのリスクを分散させるメリットがあるといつてよい⁶¹。

このように、契約の性質につき請負か準委任かを問うことは当事者にとってメリット・デメリットがあり、重要な関心事となるが、上記であげた特別の場合を除き、原則として請負契約と解すべきであると思う。当事者の通常の意味として、合意された品質・機能を有するシステムを完成させることが契約の目的であることはいうまでもなく、ベンダもその有するシステム開発能力をもってビジネス展開をする以上、結果を実現する義務があるし、ユーザもそれを信頼して代金を支払うのであるから、請負構成が妥当であると考え（Ⅱ 1（2）で紹介した裁判例はすべて請負事例とみなしてよい）。もちろん、請負構成をとった場合でもベンダの不利益を看過してよいというわけではなく、その保護・救済策については別途考慮しなければならない（後記 5 参照）。

では、このような契約の性質決定をした場合において、プロジェクトマネジメント義務はどのように位置づけられるのであろうか。まず準委任構成をとった場合、プロジェクトマネジメント義務は受任者の善管注意義務（民法 644 条）の一内容となる。システム開発契約につき準委任構成をとった裁判例はあまりないが、多段階契約方式において計画段階あるいは保守・運用段階で締結される個別契約は準委任となるので、ベンダは善管注意義務としてのプロジェクトマネジメント義務を負うことになる。そして、その義務違反はいうまでもなく債務不履行責任（同 415 条）を生じさせる。

（2）プロジェクトマネジメント義務の位置づけ（請負構成の場合）

これとは反対にシステム開発契約につき請負構成をとった場合および多段階契約方式における設計・開発段階で締結される個別契約（請負構成）の場合、プロジェクトマネジメント義務の位置づけが問題となる。請負のような「結果債務」においては、債務者は結果の達成（仕事の完成）が債務の対象であり、債務の履行過程・容態じたいは問われない反面、結果の達成（仕事

の完成）がない限り、債務不履行とされる。そして、仕事の不完全さに対する追及は瑕疵担保責任（民法634条以下）の領域であり（この場合「仕事の完成」が前提となる⁶²⁾、著しく不完全な場合は、そもそも仕事が未完成とみなされ、仕事完成義務を履行していないと評価されることになる⁶³⁾。

以上は、請負における瑕疵担保責任が債務不履行責任の特則であり、仕事完成後は債務不履行責任規定（とくに不完全履行責任）の適用が排除されるという通説的理解を前提とした場合の帰結である⁶⁴⁾。これは仕事完成後の注文者の請負人に対する責任追及を容易にして救済を手厚くする一方（請負における瑕疵担保責任は無過失責任とされる）、責任存続期間を特別に短縮して迅速な解決を促し、報酬請求権を確保することによって請負人の利益をも保護するという意味で、それなりに合理的な解釈である。これに対して仕事未完成の段階は仕事完成義務の履行・不履行のみが問題となり、仕事を完成しないことは債務不履行であり、（不完全履行も含めて）債務不履行責任が適用されると一般に理解されている⁶⁵⁾。

このように請負人の債務は仕事完成義務（および目的物の引渡義務）に尽きるものであり、債務の履行過程・容態は問わないという建前からすれば、債務の内容について検討することは無意味であり、異論がありうるであろう。しかし、たしかに請負において報酬の対価は仕事の完成という「結果」であるが、その結果を産み出す請負人の行為（労務の提供）を捨象することは現実的ではないと思われる。すなわち、請負人は仕事完成のために一定の具体的義務を負い、その一つがプロジェクトマネジメント義務であるといえるのではないだろうか。とくにプロジェクトは長期にわたるものであり、この間、請負人（ベンダ）は注文者（ユーザ）の協力を仰ぎながら、プロジェクトが挫折しないよう、その進捗を管理する義務を負う。この義務は最終的には仕事完成義務に吸収されるので、通常の場合は潜在化しているが、仕事が未完成のまま中止されたような場合に再び浮上し、「顕在化」といってよい。

以上の点を鑑みれば、結果債務たる請負においても請負人の「債務」の内容を検討する価値があるといえる。

そもそも有形物の定型的な請負はともかく、システム開発契約や無形の仕事の請負（「役務型請負」）を目の当たりにした場合、請負と（準）委任の境界線は相当微妙であり、仮に請負構成をとったとしても、受任者の善管注意義務に比べて請負人の債務内容に本質的な差があるとは思えない⁶⁶。現に紹介した裁判例を見れば、請負と性質決定した事案においても、プロジェクトマネジメント義務違反の判断は実質的に善管注意義務ないし忠実義務違反の判断と同一であり、これは委任その他の役務提供契約におけるのと同じ判断構造をとっていると思われるからである⁶⁷。すなわち、受任者の善管注意義務に関し、事案（医療契約、訴訟委任契約、設計・管理契約等々）ごとに具体的な義務が措定され、検討されているように、請負人についてもこのような義務を観念することができ、その内容を検討されてしかるべきであろう。

それでは請負契約から生ずる債務であるとしても、プロジェクトマネジメント義務はどのように位置づけられるのであろうか。さしあたり想起されるのが、請負人の主たる義務（給付義務、要素たる債務、対価的債務）である仕事完成義務に付随する義務（付随〔的〕義務）とする考え方である。すなわち、仕事完成という契約目的を達成するために（信義則にもとづき）付随的に請負人に課せられる義務である（ここでいう「付随義務」は「保護義務（安全配慮義務）」をも含む「広義の付随義務」とは区別される「（狭義の）付随義務」、「付随的注意義務」⁶⁸あるいは「具体的行為義務」⁶⁹のことをいう）。先に紹介したスルガ銀行・日本IBM事件の控訴審判決（東京高判平成25年9月26日〔Ⅱ1（2）⑨判決〕）は、プロジェクトマネジメント義務は付随的義務であるからその義務違反による解除は許されないという控訴人の主張に対して、プロジェクトマネジメントは「システム開発において、契約目的の達成に不可欠の義務」となるから同義務違反による解除は妨げられないとし

ており⁷⁰、付随義務であることが前提とされている。そのほか、建設請負事例ではあるが、名古屋地判平成18年9月15日〔Ⅱ2（2）②判決〕が、建築に関する法令上の制限を正確に把握して施主に説明すべき義務などを請負人の「付随的債務」としており、同様に東京地判昭和60年7月16日〔Ⅱ2（2）①判決〕も建設工事における第三者紛争（日照阻害等）の解決に協力する義務を「信義則上の義務」としている。また、東京地裁八王子支判平成15年11月5日判例時報1857号73頁は、被告〔請負人〕は「顧客である原告から、その業務の内容等について聴取し、その結果に基づいて、原告のシステム導入目的に適うシステムを構築すべき義務を本件請負契約に基づき負う」と述べているのは、付随義務とは明言していないが、そのような趣旨であると思われる（ただし同判決は、注文者にも請負人に正確な情報を提供すべき信義則上の義務があり、注文者はこれを怠り、システムの瑕疵はなかったとして請負人の責任を否定している）⁷¹。

この考え方は、請負が結果債務であるという原則を維持しながら、プロジェクトマネジメント義務を導くことができるという点で穏当な構成といえよう。ただ、付随義務と解した場合、この義務の不履行のみでは解除原因とはならず、判例に従えば「契約目的達成に不可欠」という付加要件が必要となってくるし⁷²、付随義務に関する教科書的理解からすればプロジェクトマネジメントの履行請求権は原則として認められなくなるなどのデメリットもある。プロジェクトマネジメント義務を「要素たる債務（対価的債務）」と位置づけることは困難であるとしても（対価的債務であるとする委託と区別できなくなる）、単なる付随義務以上の効果（ベンダに対し適切なプロジェクトマネジメントを求める履行請求権など）を認めることはできないか、疑問がないわけではない。もっとも要素たる債務であろうと付随義務であろうと（解除の要件などを除き）注文者・ユーザの救済においてほとんど実質的な差はないであろうから、これは理論的な問題にすぎないともいえる。

ただ、債務の構造という観点に着目すれば、請負人の仕事完成義務も個々の具体的行為義務の積み重ねのうえに成り立っているのであり、そのうちの一部の具体的行為義務群の総称がプロジェクトマネジメント義務であるといえるのではないと思われる（すなわち付随義務であると同時に、仕事完成義務を構成する要素でもある）。上記Ⅱ 1（2）⑨判決の「システム開発において、契約目的達成に不可欠の義務」というのは、こういう観点から理解できるのではないだろうか。

また、信義則上の義務と位置づけることは、（合意にのみ根拠づけられるものでない以上）この義務がプロジェクトの企画段階からプロジェクトの完成後まで存続するということを意味する。すなわち、企画・提案段階では契約準備段階における注意義務として、プロジェクト完成後は契約の余後効として請負人はプロジェクトマネジメント義務を負うことになる。さらに信義則にもとづくものである以上、プロジェクトマネジメント義務の内容は請負契約の本質から導かれるものであり、その中核的部分は当事者の合意によっても左右されないと見るべきである。とりわけ、プロジェクトマネジメント義務違反の責任を免除する特約は原則として無効と解すべきであろう（これに関し、ベンダのプロジェクトマネジメント義務違反に起因する損害につき、責任限定条項の効力がどこまで及ぶのが問題となる）。

ところで、プロジェクトマネジメント義務違反に起因して債務不履行責任を追及する場合であっても、履行遅滞か履行不能の責任を追及するのが一般的であると思われる。この場合は、プロジェクトマネジメント義務違反（あるいは請負人がプロジェクトマネジメントを履践していたこと）が債務者たる請負人の帰責事由の判断において評価されることになる。また、プロジェクトマネジメント義務違反をもって一種の不完全履行あるいは信義則上の義務違反による債務不履行と構成することも可能であろう。ただ、不完全履行といっても、給付の瑕疵という意味ではなく、（履行遅滞・履行不能以外の

債務不履行類型としての）広い意味での不完全履行（本旨不履行）と理解すべきである⁷³（なお、仕事の完成を認めたくえて瑕疵担保責任が追及される場合、瑕疵判断においてプロジェクトマネジメント義務違反を考慮してよいかは検討の余地がある⁷⁴）。

（3）プロジェクトマネジメント義務の存在意義

以上のように請負人の債務としてプロジェクトマネジメント義務が位置づけられたとしても、なぜプロジェクトマネジメント義務という概念が必要なのか、その存在意義は何かという疑問に答える必要がある。

そもそもこの義務が登場してきた背景には、コンピュータソフト・システム開発が挫折した場合のベンダの側の責任原因をこの義務違反に求めたという事情がある（ユーザ側に問われる責任原因はもちろん協力義務違反である）。

システム開発の挫折をベンダに帰責させる場合、準委任構成をとれば（債務不履行としての）受任者たるベンダの善管注意義務違反を問うことになるのに対し、請負構成をとれば上記のとおり、請負人の仕事完成義務の履行遅滞、履行不能あるいは不完全履行の責任を追及することになる。すなわち、仕事が完成したとはいえない（よって受領および報酬支払いを拒絶する理由がある）ことを主張し、解除・損害賠償請求をすることになるが、この場合、注文者が、請負人の行った仕事の不完全さ、すなわちソフトまたはシステムの瑕疵（契約で定められた品質・性能の水準に達していないこと）を主張することは、建設請負のように類似の事例が多数あり、確固たる範型がある場合とは異なり、基本的にオーダーメイドで完成の基準が曖昧なシステム開発が途中で挫折した場合においては（瑕疵の証明などをめぐり）困難を極めると推察される⁷⁵。さらに、そもそも中間成果物すらできていないような段階でプロジェクトが挫折した場合、仕事の不完全（瑕疵）を追及することは無意味ともいえる。むしろ、このような場合、プロジェクトを挫折させるに至った請負人の行為態様の適否を問題にするのが妥当であり、注文者の救済に

とっても有益であろう。そこで、仕事完成義務の履行過程における具体的行為義務（の総体）として、プロジェクトの進捗を管理すべきプロジェクトマネジメント義務を請負人（ベンダ）の債務として措定して、請負人の責任を追及する必要があるものといえよう。

プロジェクトマネジメント義務の履行による保護法益は、究極的にはプロジェクトの完成（によって得られる利益）であるといつてよいが、直接的には「プロジェクトの遂行に対する期待」であり、「プロジェクトがベンダのマネジメントの欠如あるいは不適切なマネジメントにより挫折されないこと」ではないかと思われる。したがって、プロジェクトマネジメント義務違反によるユーザの損害とは、ベンダの不適切なマネジメントによってユーザが被った損害、具体的にいえば余計な出費を強いられたことであると考えられなくもない。しかし、ユーザの損害をそれに限定する必要はなく、民法416条の準則に従って損害の範囲を決定してよいだろう（ただ、上で検討した裁判例からは結果的に実損害に限定されている）。

プロジェクトマネジメント義務違反のもう一つの効果は、契約の解除原因となることである。プロジェクトがいったん開始された以上、ユーザとベンダは互いに協力し合いながらプロジェクトを存続させる義務があり、勝手に離脱することはできない（もちろん民法641条による解除は可能であるが、ベンダに損害を賠償しなければならない）。しかし、ベンダのマネジメントが不適切で工期が大幅に延長したり、費用が増加したり、あるいはプロジェクトの完成の見込みがなくなった場合、プロジェクトマネジメント義務違反を理由とする解除によりプロジェクトを終了させることが考えられる。ただ、それのみで解除を認めるのはベンダに対する打撃が大きいのので、そのほかに「契約目的の不達成」とか「信頼関係の喪失」といった付加要件を必要とするであろう（民法635条による解除も契約目的の不達成が要件である）。実際、仕事の不完全さ（瑕疵）を追及するより、ベンダのプロジェクトマネジメン

ト義務違反を指摘し、これがプロジェクトの挫折の原因（解除原因）である旨を主張する方が、ユーザにとって迅速な解決となる場合もあろう。

また、ベンダのプロジェクトマネジメントがユーザの協力と相関的・相補的な関係にあることから、過失相殺等を用いた柔軟な解決が可能になるといった利点も考えられる。上記のとおり（Ⅱ 1（3）（ii）参照）、どちらかだけが100パーセント責任があるというケースは稀と思われるので、ベンダの義務違反とともにユーザの非協力を斟酌することにより責任原因の割合に応じた公平な解決が可能になることが期待されてよい。

なお、一部の判決は、プロジェクトマネジメント義務違反を理由に不法行為にもとづく損害賠償を認めている（本稿でⅡ 1（2）⑧⑨判決として紹介した「スルガ銀行・日本 IBM 事件」第1審および控訴審判決がそうである）。この点、建物の瑕疵に関し注文者（または買主）が請負人（または売主）の責任を追及したケースにおいて、（瑕疵担保責任ではなく）不法行為責任を肯定した裁判例が参考になる⁷⁶。契約当事者間の紛争である以上、契約規範を適用すればよいところ、あえて不法行為責任を認めるのはなぜかという問題につき、多くの議論があるが⁷⁷、建物の瑕疵は建物の安全性を損なうものであり、これは（契約当事者たる注文者・買主を含めて）人の生命・身体・財産に対する侵害をもたらしうるので（いわゆる絶対権侵害で保護法益が強固である）、不法行為規範を適用することにそれほど違和感はない。しかし、プロジェクトマネジメント義務によって保護される利益は、究極的にはプロジェクトの完成という純粋な経済的利益であり、従来、不法行為制度において想定されてきた保護法益とは異なる。契約法上の救済と不法行為法上の救済とでは要件・効果において相違がある以上、紛争当事者としてより有利な方法を選択することは合理的であり、裁判所も当事者の主張に沿った形で判決を下すことは別におかしくないといえるが⁷⁸、契約規範と不法行為規範の制度趣旨（役割分担）を踏まえうえて、不法行為規範の適用を妥当とする

理由を示す必要があろう。また、両者の競合を認めた場合、異なる要件・効果の調整をいかにすべきかという問題が生ずる。これらのいわゆる請求権競合の問題については周知のとおり多くの議論の蓄積があるので⁷⁹、軽々に論じることはできないが、債務不履行によって生じた事態が「契約本来の目的範囲を逸脱する」ものであったときには両者は競合するという見解もあるところ⁸⁰、不法行為法上の救済を無限定に拡大するように思われる上記判決の姿勢を是とすべきか検討されなければならない⁸¹。

4. 専門家責任との関係

「専門家」および「専門家責任」については色々な理解のしかたがあるが、ここでは「専門家」を「法律に基づいて一定の資格が認められ、契約の相手方である依頼者に対し、特殊領域の高度な情報を提供することを業とする者」とし、「専門家責任」を「これらの者が依頼者ないし第三者に対して負う契約上および不法行為上の責任」と定義する⁸²。すなわち、専門家はそうした資格によって担保された専門的な能力に対する信頼にもとづき、依頼者に対して高度の注意義務を負うほかに、依頼者の利益のために行わなければならない忠実義務を負う⁸³。請負人は上記の定義における専門家ではないが、特定の分野における「事業者」としての高度の専門的知識・経験を有し、業務に付随して依頼者に高度な情報を提供するという点では、請負人の注文者に対する関係も同様に考えてよい（広義の「専門家」といえる）⁸⁴。建設業をはじめ一部の業種において許可制度が導入され、それが請負人の仕事遂行能力に対する信頼の理由になっていることも（狭義の）専門家と共通する⁸⁵。

専門家責任論がプロジェクトマネジメント義務を検討するにあたって有する意義は、請負人等がこの義務を負うことの実質的根拠を与えることにある（本章 2（2）参照）。専門家が高度注意義務と忠実義務を負い、その職務に関する説明・助言義務を負うことは、請負人等のプロジェクトマネジメン

ト義務の内容と重なるものである。請負人等がなぜこのような広範かつ不確定な内容の義務を負うのかについては、彼らがまさに専門家類似の立場にある、あるいは広い意味での専門家であるからであると説明することも可能であろう。もちろん、これ以外にこのプロジェクト遂行能力をもって利益を得ているということも実質の根拠としてあげられようが、その有する高度の専門的知識・経験に対する信頼がプロジェクトマネジメント義務の根拠の中心であることは否定できない（民法636条ただし書は、請負人が専門的知識を有することを前提とした規定であるといえる）⁸⁶。

このように、専門家たる請負人も潜在的に高度注意義務と忠実義務（およびその具体化としての説明・助言義務）を負うといえるが、請負契約においては、請負人の義務は単なる行為義務にとどまらず、仕事完成義務（結果債務）に昇化されているので、あえて具体的な注意義務違反を問う必要はないといえる。しかし、プロジェクトマネジメント義務が問題となる局面（仕事が未完成のまま請負が終了するような場合）においては、請負人の「債務」が再び顕在化するので、専門家責任類似の状況が生ずる。ここにおいては専門家責任に関する議論がプロジェクトマネジメント義務を考察するうえでも妥当すると考えてよいだろう。すなわち、専門家責任論に関するこれまでの議論、とりわけ建築家、弁護士、司法書士などの専門家ごとに形成されてきた具体的義務の類型は、プロジェクトマネジメント義務の内容を具体化・精緻化するにあたって参考になるものである。

5. 注文者等の協力義務との関係

請負人・ベンダのプロジェクトマネジメントと注文者・ユーザの協力が表裏一体・相補的關係にあることはいうまでもない。システム開発契約においては、「モデル契約書」に見られるように、通常、ユーザの協力の必要性和プロジェクトマネジメントについての規定が用意されていることは、前に述

べたとおりである。しかし、これは当事者間における権利・義務およびリスクの配分についての一応の基準にはなるが、最終的には契約の合理的解釈および信義則に照らして整序されなければならない。

システム開発をめぐる紛争において、ユーザの非協力はプロジェクトの失敗に対するベンダの免責を主張する根拠となりうる。しかし、他面においてプロジェクトマネジメント義務の履践が、ユーザに協力義務を課すこと的前提となっていることを見逃してはならない。上記で検討した諸判決によれば、ユーザ側の協力の必要性には言及するものの、ベンダが先行的にプロジェクトマネジメントを履践すべきことを求めているのが多くの裁判例である⁸⁷。そもそも一般的には債権者の協力が債務者の債務の履行の前提であることからすれば、なぜこのプロジェクトマネジメント義務に限って注文者・ユーザ等の委託者の協力義務の前提要件となるのかを説明する必要があるが、これは次のように考えればよいであろう。すなわち、プロジェクトの専門性、特殊技術性から（もとより、これは注文者等の非専門性との相対的關係において定まるものであるが）、受託者は、委託者の「抽象的な」要望を具体化し、実現可能な目標に転換する必要があり、そのために受託者は作業工程を明示したうえで、はじめて委託者に対して必要な協力を求めることができるのであって、プロジェクトマネジメント義務の先行性は、システム開発契約に代表される請負契約など役務提供契約に固有な構造にもとづくものであるといえる。

以上から、プロジェクトマネジメントの履践の有無は注文者・ユーザの協力義務を限界づけるものといえよう。要するに、注文者・ユーザは無限定の協力義務を負うのではなく、請負人・ベンダのプロジェクトマネジメントの履践という相関的な関係においてのみ、協力義務を負えば足りるのである。この点、民法（債権法）改正作業との関連で、注文者の協力義務を明文化すべきという立法提案が聞かれるが⁸⁸、疑問であり、慎重に判断すべきと思わ

れる。また、そもそも協力義務は「債権者の義務」と位置づけられ、法規または特約で定められている場合などを除き、いわゆる債務すなわち債務者の義務とは異なる性質を有するものである。これを一般の義務と混同し、その義務違反と同一の効果（損害賠償請求権・履行請求権等）をもたらすものと理解するのは妥当でない。ちなみに法制審議会民法（債権関係）部会の「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」（2013年2月26日決定）においては、注文者の協力義務については明文化されず、注文者が必要な行為をしなかった場合および注文者の責めに帰すべき事由によって仕事完成が不可能になった場合の請負人の報酬請求権についての規定が整備されたにとどまっているが⁸⁹、妥当な姿勢であると考ええる。

請負人・ベンダのプロジェクトマネジメント義務と注文者・ユーザの協力義務の双方が問題となった裁判例においても、後者の協力義務違反が認められたケースは少ない。たとえば先に紹介したシステム開発に関するⅡ1(2)⑧判決および同⑨判決（⑧判決の控訴審判決）においても、ベンダはユーザの協力義務違反にもとづく不法行為責任を追及しているが、いずれもその主張は退けられている⁹⁰。わずかに本章3(2)でとりあげた東京地裁八王子支判平成15年11月5日がユーザの正確な情報を提供すべき信義則上の義務違反を理由にベンダの責任を否定している程度である（このほかに、Ⅱ1(2)④判決は民法641条にもとづくベンダの損害賠償請求権を認めているが、ユーザの協力義務違反じたいは否定している⁹¹）。

もちろん、請負人・ベンダが適切なプロジェクトマネジメントを実施しているにもかかわらず、注文者・ユーザの非協力によってプロジェクトが挫折した場合は、請負人・ベンダの不利益を防ぎ、救済の必要があることはいうまでもない。いわゆる過失相殺的な処理のほか、注文者・ユーザの協力義務違反を理由に債務不履行または不法行為にもとづく損害賠償請求をするという構成も当然考えられるが、義務違反の認定（そもそも協力義務が「債務」

かどうか争いがある)、損害および因果関係の証明などにつき困難な面が多いと予想される(上記のとおり肯定する裁判例はきわめて少ない)。むしろ、このような場合でも請負人・ベンダはその報酬請求権を行使する方が容易なように思われる。たとえば委任構成においては、中途までの報酬請求(民法648条3項)のほかに、委任者たるユーザが故意にプロジェクトを挫折に至らしめた場合は、民法130条にもとづき約定の報酬請求が可能であろう。請負構成においては、民法536条2項による約定の報酬請求が可能であるほか、その法的構成に疑問がないわけではないが、民法641条(注文者都合による解除)の流用によって損害をてん補させることも考えられるであろう(Ⅱ1(2)④判決参照⁹²⁾。

なお、建設請負の場合、いわゆる「一部解除の法理」(給付が可分で既施工部分に当事者が利益を有する場合、未施工部分しか解除できない)により請負人の報酬請求権はある程度保護されるが、コンピュータソフト・システム開発の場合、中間成果物の再利用・転用の可能性は非常に小さいと推察されるので、この法理によるベンダの救済はあまり期待できない⁹³⁾。したがって、ユーザの非協力を理由とするベンダの報酬請求権の確保に関する法理の確立が必要となってこよう⁹⁴⁾。

Ⅳ. 結びに代えて

1. 要約

本稿は、請負人の債務は仕事完成義務であるが、プロジェクト的請負に代表されるように、請負契約の変容を前にして、注文者の救済として瑕疵担保責任の追及だけでは不十分ではないか、債務不履行責任の追及も視野に入れて、その前提として請負人の債務について再考する必要があるのではないかという問題意識のもと、近年、コンピュータソフト・システム開発契約で問題となっている請負人(ベンダ)のプロジェクトマネジメント義務を手がか

りに考察を行うものである（Ⅰ）。

コンピュータソフト・システム開発契約においてプロジェクトマネジメント義務が問題となった裁判例はいくつかあるが、このうち東京地判平成16年3月10日と東京地判平成24年3月29日（およびその控訴審である東京高判平成25年9月26日）が重要な判決であり、前者ははじめてプロジェクトマネジメント義務について包括的かつ詳細な内容規定を行った点で、後者はプロジェクトマネジメント義務違反にもとづいて巨額の損害賠償を認めた点で特筆される。建設請負契約における裁判例は少ないが、それでも請負人が一定のプロジェクトマネジメント義務を負うことを確認できる（Ⅱ）。

プロジェクトマネジメントはプロジェクトの実現のために必要不可欠のものであるが、プロジェクトマネジメント義務とは「プロジェクトの進捗状況を管理し、プロジェクトを阻害する要因の発見に努め、これに適切に対処すべき義務」と一応定義でき、その根拠は請負人（ベンダ）の高度の専門的知識・経験にもとづいてプロジェクト開発・遂行能力を有し、かつそれをもってビジネス展開していること等に求められる（Ⅲ 1、2）。

プロジェクトマネジメント義務は、（システム開発契約等において）委任構成をとれば善管注意義務の一内容であるのに対し、請負構成をとった場合にその位置づけが問題となる。請負人の債務は仕事完成義務であるが、その履行過程において仕事完成のための具体的義務を負い、その一つがプロジェクトマネジメント義務であり、通常は仕事完成義務に吸収されるが、仕事が未完了に終わった場合に顕在化する。この義務は、仕事の完成という契約目的の達成に必要な付随義務と位置づけられるとともに、請負人の仕事完成義務を構成する具体的行為義務群としての要素たる性格を有する。プロジェクトマネジメント義務違反を追及することは、仕事の瑕疵の責任を問うことより実際のであり、ユーザの救済に資する点で有用性をもつ。プロジェクトマネジメント義務違反にもとづいて不法行為上の損害賠償を認める裁判例があ

るが、契約規範と不法行為規範の制度趣旨を踏まえて、不法行為規範の適用を妥当とする理由を示すべきである（Ⅲ 3）。

請負人は狭義の専門家ではないが、特定の分野における「事業体」としての高度の専門的知識・経験にもとづき、潜在的に（専門家に課せられる）高度注意義務と忠実義務を負う。請負人が専門家類似の立場にあることは、この者にプロジェクトマネジメント義務を課す根拠の一つとなる（Ⅲ 4）。

請負人・ベンダのプロジェクトマネジメントと注文者・ユーザの協力は相補的關係にあるが、注文者・ユーザの協力義務はプロジェクトマネジメントの履践が前提となっている。すなわち、請負人等は先行的にプロジェクトマネジメントを履践する必要があり、その限りで注文者等は協力義務を負うにすぎない。プロジェクトマネジメントが履践されたにもかかわらず、協力がなない場合、請負人等の救済は、協力義務違反にもとづく損害賠償請求も考えられるが、報酬請求権を追求した方が実際的な解決である（Ⅲ 5）。

2. 残された課題

本稿では、請負人の債務という視点でプロジェクトマネジメント義務を考察してきた。ともすれば、この義務はシステム開発契約という狭い領域における特殊な義務として見られがちであるところ、本稿においては、この義務を債務の構造の観点から位置づけることを試みた。すなわち、請負人の仕事完成義務に対してプロジェクトマネジメント義務がどのような位置を占めるのか、そもそも請負人の債務とは何か、という点を中心に検討した。債務構造論じたい今日ではあまり関心をもたれなくなっているが、債務の内容を主従あるいは階層ごとに分類・整理して義務の範型を抽出することは決して無意味な作業とはいえないだろう。もっとも本稿ではその作業はきわめて不十分な形でしかできなかったため、その精緻化は今後の課題である。ただ、狭い意味での不完全履行（仕事の瑕疵）ではなく、請負人の具体的な行為義務

そのものについては、従来、あまり論じられてこなかったと思われるところ、コンピュータソフト・システム開発という新しい請負類型においては、単に仕事の瑕疵の責任を追及するだけでは不十分であること、請負人の債務として仕事完成という契約目的の達成に不可欠の具体的行為義務群としてプロジェクトマネジメント義務を指定し、その義務違反にもとづく責任追及が注文者の救済にとって有益であることを本稿において指摘したつもりである。プロジェクトマネジメント義務のような具体的行為義務は、システム開発契約だけではなく、（裁判例は少ないが）建設請負も含めたプロジェクト的請負一般に広く存在するものと思われる。今後、その他の契約類型においてもプロジェクトマネジメント義務の内容を明らかにし、検討することが必要となるであろう。こうした新しい義務群の台頭を前にして、建設請負等のケースも視野に入れて不完全履行論（および信義則上の義務論）の再構成を行うことも今後の課題として考えられてよいだろう。

また本稿では、プロジェクトを目的とする契約が請負契約であるという前提で論じてきたが、コンピュータソフト・システム開発契約などにおいて請負契約と性質決定することには異論がありうるであろうし、また、請負契約と性質決定したところで、必ずしも妥当な結論を得られないことから、この分野において典型契約を論じる意味はないという批判も出てこよう（本稿でも請負を前提とする記述〔請負人・注文者など〕と、もっぱらシステム開発を前提とする記述〔ベンダ・ユーザなど〕が混在している）。しかし、そうはいっても、債務を成果の達成を保証するもの（請負など）と、成果の達成は保証しないが、可能な限り依頼者のために努力すべき義務を負うもの（委任など）に分類することは、現在でも有益なものと思われ、システム開発等において性質決定することは無意味なことであるとは思えない（このような性質決定はまず役務の対価（代金）に反映するものであり、また、役務提供者（ベンダ）がビジネス展開するにあたってのセールスポイントとなるもの

である)。そのうえで、請負などの結果債務においても、手段債務である受任者の善管注意義務とりわけ専門家の高度注意義務、忠実義務、説明・助言義務に関する議論を大いに参考にしながら、その具体的行為義務を明らかにする作業が行われるべきであろう。

そのほか、プロジェクトマネジメント義務違反にもとづいて不法行為責任を追及することの適否の問題などについては、この小論では十分に扱うことができなかったが、機会を改めて検討の対象とすることができれば幸いである。

¹ 拙稿「請負人の債務（１）－プロジェクトマネジメント義務をてがかりに－」福岡大学法学論叢58巻4号（2014年）923頁。

² 本判決に関する判例研究として、小林秀之「金融システム開発に係る法的諸論点の帰趨－東京地判平24. 3. 29を契機として－」金融法務事情1952号（2012年）52頁、同「金融機関のシステム開発と法的問題－スルガ銀行対日本IBM事件を契機として－」銀行法務21・745号（2012年）8頁、桶田大介「情報システム開発契約の多段階契約に関する新しいアプローチの必要性－スルガ銀行・日本IBM事件」NBL977号（2012年）4頁、松島淳也「スルガ銀行・IBM裁判が今後のシステム開発プロジェクトに及ぼす影響（上）（下）」ビジネス法務2012年8月号82頁及び同2012年9月号82頁、滝澤孝臣「判比」私法判例リマークス47号（2013年）18頁、一木孝之「判批」新・判例解説 Watch（法学セミナー増刊）12号（2013年）87頁、伊藤雅浩「スルガ銀行 vs 日本IBM事件から導かれるモデル契約の変更点」ビジネス法務2013年10月号25頁などがある。

³ 本件システムを完成させるべき請負契約上の具体的義務を指す（金融法務事情1952号127頁以下参照）。

⁴ 複雑で論点が多岐にわたる事案であるゆえ、判決文も長大で全貌を把握するのが困難であるが、松島・前掲注（2）が事実関係、当事者の主張および判決の要旨を図表などを交えて要領よくまとめているので、参考になる。

⁵ 金融法務事情1952号178、179頁。

⁶ 金融法務事情1952号180頁。

⁷ 金融法務事情1952号181頁。

⁸ 金融法務事情1952号183頁。

⁹ 金融法務事情1952号184頁。

¹⁰ 金融法務事情1952号184頁。

- ¹¹ 金融法務事情1952号188頁。
- ¹² 本判決に関する判例研究として、桶田大介「システム開発に関する法的責任の新たな枠組み—スルガ銀行・日本IBM事件高裁判決」NBL1013号（2013年）4頁、仮屋篤子「判批」新・判例解説 Watch（法学セミナー増刊）14号（2014年）91頁がある。
- ¹³ 金融・商事判例1428号35頁。
- ¹⁴ 金融・商事判例1428号35、36頁。
- ¹⁵ 金融・商事判例1428号38頁。
- ¹⁶ 金融・商事判例1428号38頁。
- ¹⁷ 金融・商事判例1428号39頁。
- ¹⁸ 金融・商事判例1428号40頁。
- ¹⁹ 金融・商事判例1428号46頁。
- ²⁰ 金融・商事判例1428号44頁。なお、本文で紹介した裁判例のほか、ベンダの責任（義務違反）は認めなかったものの、被告〔ベンダ〕は「顧客である原告から、その業務の内容等について聴取し、その結果に基づいて、原告のシステム導入目的に適うシステムを構築すべき義務を本件請負契約に基づき負う」としてある種のプロジェクトマネジメント義務を認めた東京地裁八王子支判平成15年11月5日判例時報1857号73頁がある。同判決はⅢ 3（2）で再びとりあげる。
- ²¹ プロジェクトマネジメント義務に関する文献として、高田寛「システム開発における請負人のプロジェクトマネジメント義務および損害賠償をめぐる争い」NBL990号（2012年）112頁、上山浩＝小川尚史「プロジェクト・マネジメント義務に関する問題点」ビジネス法務2013年1月号94頁なども参照。なお、「プロジェクトマネジメント義務」という名称こそ用いていないが、（社）情報サービス産業協会法的問題委員会契約部会編『新しいソフトウェア開発委託取引の契約と実務』（商事法務・2002年）145頁以下（大谷和子執筆）が、ベンダの債務および債務不履行責任などを検討するうえで参考になる。

プロジェクトマネジメント義務は、近時のコンピュータソフト・システム開発をめぐる紛争において登場してきた概念であるから、民法のテキスト等で言及されることはほとんどなく、そもそも請負人の債務としての仕事完成義務の具体的内容についても言及されるところが少ないのも事実である。

この点、我妻榮『債権各論 中巻二（民法講義Ⅴ3）』（岩波書店・1962年）614頁以下が、請負人の契約の内容（例えば設計図）に従って仕事をしなければならない義務をあげたうえで、注文者の指図が不適当なものであるときは、請負人において注意を与える義務があり、これを怠ったときは指図に従ったとしてもなおそれに基因する仕事の瑕疵については責任を免れないと解すべきである（請負人はその仕事について専門的知識をもつものだからであ

る)と述べていることには括目させられる。

- ²² 判例タイムズ770号218頁。拙稿・前掲注(1)929頁参照。
- ²³ 判例時報1699頁101頁。拙稿・前掲注(1)929頁参照。
- ²⁴ 判例タイムズ1127号161頁。拙稿・前掲注(1)930頁参照。本判決に関する判例研究として、芦野訓和「判比」私法判例リマックス29号(2004年)30頁がある。
- ²⁵ 判例タイムズ1211号129頁。拙稿・前掲注(1)931頁のほか拙稿「電算システム開発契約における注文者の協力義務と請負人のプロジェクトマネジメント義務-東京地判平成16年3月10日判例タイムズ1211号129頁-」福岡大学法学論叢52巻4号(2008年)471頁も参照。
- ²⁶ システム開発におけるユーザの協力義務については、拙稿「注文者の協力義務-コンピュータソフト開発をめぐる最近の判例を中心に-」福岡大学法学論叢52巻4号(2008年)379頁、吉田正夫「ユーザはどのように協力義務を果たすべきか」ビジネス法務2013年1月号86頁などを参照。
- ²⁷ 判例タイムズ1194号171頁。拙稿・前掲注(1)934頁参照。
- ²⁸ 判例時報1959号73頁。拙稿・前掲注(1)935頁参照。本判決に関する判例研究として、大澤逸平「判比」ジュリスト1388号(2009年)108頁がある。
- ²⁹ 判例タイムズ1349号134頁。拙稿・前掲注(1)935頁参照。
- ³⁰ 小林・前掲注(2)「金融システム開発に係る法的諸論点の帰趨」58頁は⑧判決に関して、本件システム開発の法的性質は「共同型」(後掲注(56)参照)ととらえるのが自然であり、X(ユーザ)Y(ベンダ)双方が自己および他者に対してプロジェクトマネジメント義務と協力義務を負担するものとして、双方の義務の内容を詳細に認定すべきであったと批判する。
- ³¹ ⑨判決が、「契約締結前については、契約がないことを前提に、契約締結後については、不法行為を主張する請求は不法行為規範に照らし(中略)、契約責任を主張する請求は当事者間で締結された契約内容及び契約法理に照らし、それらの責任の成否及び範囲について検討する」と述べているのが示唆的である(金融・商事判例1428号35頁)。なお、仮屋・前掲注(12)94頁は、控訴審においては、システム開発契約の多段階性を考慮した結果、損害賠償の範囲が縮減されたものであるとする。
- ³² 建設工事におけるプロジェクトマネジメントについての文献として、池田将明『建設事業とプロジェクトマネジメント』(森北出版・2000年)、市野道明=田中豊明『建設マネジメント-経営のわかる技術者をめざして-』(鹿島出版会・2004年)などを参照。
- ³³ これを解説したものとしてたとえば、民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款委員会編『民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款の解説(平成21年(2009年)5月改正)』(大成出版社・2009年)参照。
- ³⁴ 判例タイムズ611号55頁、判例時報1210号82頁。

- ³⁵ 判例タイムズ611号55頁、判例時報1210号82頁。
- ³⁶ 判例タイムズ611号56頁、判例時報1210号83頁。
- ³⁷ 判例タイムズ611号57頁、判例時報1210号85頁。
- ³⁸ 判例タイムズ611号59頁、判例時報1210号86頁。
- ³⁹ 本判決に関する判例研究として、多々良周作「判批」平成19年度主要民事判例解説（別冊判例タイムズ22号・2008年）64頁がある。
- ⁴⁰ 判例タイムズ1243号151頁。
- ⁴¹ 判例タイムズ1243号152頁。
- ⁴² 判例タイムズ1353号150頁、判例時報2099号43頁。
- ⁴³ 判例タイムズ1353号155頁、判例時報2099号48頁。
- ⁴⁴ 判例タイムズ1353号156頁、判例時報2099号49頁。
- ⁴⁵ 最判昭和36年11月21日民集15巻10号2507頁、同昭和43年2月23日民集22巻2号281頁など参照。
- ⁴⁶ システム開発契約においてベンダの瑕疵担保責任を追及する場合、「瑕疵」とは何かが問題となる。一般に瑕疵とは、「完成された仕事が契約で定めた内容通りでなく、不完全な点を有すること」であるが⁴⁶（我妻・前掲注（21）631頁参照）、システム開発における瑕疵の意義については、東京地方裁判所プラクティス委員会第二小委員会「ソフトウェア開発関係訴訟の手引」判例タイムズ1349号（2011年）4頁（とくに15頁以下）参照。
- ⁴⁷ 池田・前掲注（32）76頁。
- ⁴⁸ 市野＝田中・前掲注（32）19頁。
- ⁴⁹ 経済産業省商務情報政策局情報処理振興課編「情報システムの信頼性向上のための取引慣行・契約に関する研究会～情報システム・モデル取引・契約書～（受託開発（一部企画を含む）、保守運用）＜第一版＞」（2007年）http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/keiyaku/model_keiyakusyo.pdf 参照（以下、「モデル取引・契約書」として引用。その「概要」http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/keiyaku/model_keiyakusyo_gaiyo.pdf も参照のこと）。この研究会で策定された契約書の雛型を「モデル契約書」と呼ぶことにする。なお、この「モデル契約書」を検討し、システム開発契約に関する裁判例を分析した研究として、吉田新代「システム開発契約における典型契約の意義と債務内容の事後的判断基準－情報システム・モデル取引・契約書における役割分担を題材に－」法学新報（中央大学）114巻11・12号（2008年）751頁がある。
- ⁵⁰ 池田・前掲注（32）22頁および28頁参照。
- ⁵¹ 池田・前掲注（32）99頁以下参照。
- ⁵² 判例タイムズ1211号156頁、拙稿・前掲注（1）932頁参照。

- ⁵³ 判例タイムズ1211号156頁、拙稿・前掲注（1）933頁参照。
- ⁵⁴ 金融・商事判例1428号38頁参照。
- ⁵⁵ ベンダの側から、プロジェクトマネジメントの責務はユーザ側にあるという主張がなされることはありうる（前掲注（49）「モデル契約書」13条によれば、いわゆるマルチベンダ方式においては全体のプロジェクトマネジメントの責任はユーザにあるとされている）。
- ⁵⁶ 滝澤孝臣「システム開発契約の裁判実務からみた問題点」判例タイムズ1317号（2010年）5頁は、システム開発契約を、当事者の一方が他方にシステム開発を注文あるいは委託（委任・準委任）をし、他方がこれを請け負い、あるいは受託するという「対向型」と、当事者の一方と他方がシステム開発という共通の目的に向けて協働するという「共同型」に分類する。なお、対向型には委任（準委任）も含むとされるので、「対向型と共同型」は「請負構成と準委任構成」には対応しない。
- ⁵⁷ もちろん、委任は無償が原則とされているが（民法648条1項）、現実には有償がほとんどであることはいうまでもない。
- ⁵⁸ 最判昭和56年2月17日判例時報996号61頁参照。
- ⁵⁹ 前掲注（49）「モデル取引・契約書」9、13頁および前掲注（49）「概要」6頁に掲げられるイメージ図等を参照。同「モデル取引・契約書」12頁によれば、企画段階は成果物が特定できないために準委任が、開発段階では成果物が特定できるから請負がなじむとする。また、請負型をとる場合の問題点として、ユーザのベンダへの「丸投げ」意識が指摘されている。
- ⁶⁰ 前掲注（49）「モデル取引・契約書」3頁参照。
- ⁶¹ 桶田・前掲注（2）4頁は、「ベンダ（受注者・開発者）は、多段階契約モデルを損害賠償額の制限規定等と組み合わせることにより、もっぱらリスク回避のための手段としている例が多い。」と指摘している。
- ⁶² 「仕事の完成」概念につき建設請負に関するものであるが、笠井修『建設請負契約のリスクと帰責』（日本評論社・2009年）108頁以下参照。ここでは、仕事の「完成」概念には、「瑕疵のない仕事の完成」のほかに「瑕疵を伴いうる仕事の完成（一応の完成）」があることが指摘され、後者は瑕疵担保責任を追及する基準および報酬請求する基準としての機能を有するとしている。
- ⁶³ 仕事の「未完成」と仕事の「瑕疵」は理論的には区別できるも、実際には区別が困難な場合もありえよう。建設請負でいえば「契約で予定された最後の工程を終えない場合、仕事の未完成であり、工事が予定された工程まで終えたが、不完全なため補修を加えなければ完全なものとならない場合を瑕疵ある仕事という」とされている（高木多喜男＝久保宏之『叢書民法総合判例研究 不完全履行と瑕疵担保責任（新版）』（一粒社・1998年）176頁以下およびそこで引用された判例を参照）。ソフトウェア開発取引における瑕疵担保責任と債務不履

行の関係のあいまいさを指摘するものとして、大谷・前掲注（21）150頁参照。

- ⁶⁴ 請負人は「瑕疵のない仕事を完成する」義務を負うから、仕事の目的物に瑕疵がある場合、債務不履行となる。したがって、瑕疵担保責任は債務不履行責任の特別であると一般に解されている（幾代通＝広中俊雄編『新版注釈民法（16）』（有斐閣・1989年）136頁〔内山尚三執筆〕、広中俊雄『債権各論講義（第6版）』（有斐閣・1995年）269頁、内田貴『民法Ⅱ第3版 債権各論』（東京大学出版会・2011年）274頁など参照）。そうすると瑕疵担保責任と債務不履行責任の関係が問題となるが、仕事完成后（あるいは引渡し後）も債務不履行責任規定（民法415条）の適用があるとする見解に対し、仕事完成（引渡し）後は瑕疵担保責任規定のみ適用され、債務不履行責任規定の適用は排除されるという見解があり、後者が支配的な考え方とされている（我妻・前掲注（21）633頁、内山・前掲『新版注釈民法（16）』136頁など参照）。仕事完成后は瑕疵担保責任のみ適用されるとすると、請負人の責任存続期間が民法637条以下の期間に服するといった点に違いが出てくる。
- ⁶⁵ 仕事が不完全で履行期までに完成しない場合は履行遅滞になるので、実際には不完全履行が問題となることはあまりないであろうが（未完成のまま引き渡されたような場合のみ問題となる）、完成期日以前であっても期日までに完成が不可能なことが明確な場合は債務不履行を理由として解除できるとされている。大判大正15年11月25日民集5巻763頁は期日前に履行不能を理由として解除を認めたものであるが、実質的には不完全履行の事例である。また、東京高判昭和61年5月28日判例時報1194号82頁は仕事の完成を認定せず、瑕疵担保ではなく債務不履行（不完全履行）を理由として解除および損害賠償を認めている。以上につき、三宅正男『契約法（各論）下巻』（青林書院・1988年）886頁が参考になる。
- ⁶⁶ 山本敬三『民法講義Ⅳ－1 契約』（有斐閣・2005年）643頁以下は、労務そのものと労務の結果を区別することの困難さを指摘し、請負を物型請負に純化し、役務型請負は「役務提供契約」という上位概念のもと、委任や準委任と統合すべきことを提唱している。この考え方は、有力な研究者グループによる民法（債権法）改正検討委員会の立法提案にも承継されているが（同委員会編『詳解債権法改正の基本方針Ⅴ各種の契約（2）』（商事法務・2010年）3頁以下〔役務提供契約〕および45頁以下〔請負〕参照）、法制審議会民法（債権関係）部会の「中間試案」では採用されず、現行法の枠組みを維持している（商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明』（商事法務・2013年）501頁以下参照）。
- ⁶⁷ 吉田・前掲注（49）770頁以下は、システム開発契約に関する裁判例の分析より、裁判における瑕疵の有無と善管注意義務違反の判断が実質的に同一であり、契約締結後において典型契約の存在意義（請負と準委任を区別する意義）はほとんどないと指摘している。
- ⁶⁸ たとえば、奥田昌道編『注釈民法（10）』（有斐閣・1987年）348頁以下〔北川善太郎執筆〕、奥田昌道『債権総論〔増補版〕』（悠々社・1992年）163頁、中田裕康『債権総論 第三版』（岩

波書店・2013年) 113頁など参照。信義則の債務の内容面での具体化したものとして「履行過程における債務者の誠実行動義務」と称するものもある(潮見佳男『プラクティス民法債権総論 [第4版]』(信山社・2012年) 12頁以下参照)。

- ⁶⁹ 北川善太郎の提唱にかかる概念である(北川・前掲注(68)『注釈民法(10)』399頁以下、奥田昌道編『新版注釈民法(10)Ⅱ』(有斐閣・2011年) 47頁以下[北川善太郎=潮見佳男執筆]参照)。
- ⁷⁰ 金融・商事判例1428号45頁。
- ⁷¹ 判例時報1857号90頁。プロジェクトマネジメント義務の法的根拠につき、上山=小川・前掲注(21) 100頁参照。
- ⁷² 本稿Ⅱ 2 (2) ②判決(名古屋地判平成18年9月15日)および前掲注(45)の最判を参照。
- ⁷³ 不完全履行概念に関するこの記述は、我妻榮『新訂債権総論(民法講義Ⅳ)』(岩波書店・1964年) 150頁によっている。我妻のあげる不完全履行の3類型のうち、最後のものは今日では付随義務違反または信義則上の義務違反と位置づけるものが多数といえよう。
- ⁷⁴ 本稿Ⅱ 1 (2) ③判決(東京地判平成14年4月22日・前掲注(24)参照)は、仕事の完成を認めたくて請負人たるベンダの瑕疵担保責任を追及するものであるが、瑕疵の判断において実質的にプロジェクトマネジメント義務違反が問われている。
- ⁷⁵ システム開発契約で仕事の完成が問題となった裁判例として、本稿Ⅱ 1 (2) ③判決(東京地判平成14年4月22日・前掲注(24)参照)がある。また、システム開発における瑕疵判断の困難さを指摘するものとして、東京地方裁判所プラクティス委員会第二小委員会・前掲注(46)「ソフトウェア開発関係訴訟の手引」16頁以下参照。
- ⁷⁶ 最判平成19年7月16日民集61巻5号1769号およびその差戻し判決に対する上告審判決である最判平成23年7月21日判例時報2129号36頁など参照。
- ⁷⁷ 原田剛『請負における瑕疵担保責任 [補訂版]』(成文堂・2009年) 331頁は、「過失が存する場合、その本質は債務不履行であるにもかかわらずそれが排除されているからという理由で、不法行為責任を肯定するならば、その実質は、瑕疵担保責任が債務不履行責任を排除するという論理を回避するために不法行為責任が援用されているのではないか」「ここでは、不法行為法の援用が瑕疵担保法により排除された(とされる)債務不履行(不完全履行)法を実質上復活させる機能を担っているといえないのか」と述べている。
- ⁷⁸ 本文で紹介したように、「スルガ銀行・日本IBM事件」控訴審判決(Ⅱ 1 (2) ⑨判決)は、契約当事者間における契約責任と不法行為責任の競合を認め、不法行為責任の成立を限定的に解すべきとするベンダ側の主張を退けた(金融・商事判例1428号35頁)。
- ⁷⁹ 小林・前掲注(2)「金融システム開発に係る法的諸論点の帰趨」59頁以下および同・前掲注(2)「金融機関のシステム開発と法的問題」11頁以下は、判例(最判昭和38年11月5日

民集17卷11号1510頁ほか）が純粋な請求権競合説に従っていると理解に対して、疑念を呈している。

⁸⁰ 平井宜雄『債権各論 I 上 契約総論』（弘文堂・2008年）19頁以下参照。平井は、純然たる請求権競合説には反対し、債務不履行責任に関する規定を優先的に適用し、補充的に不法行為に関する規定を適用する立場に立つとしたうえで（同19頁）、不法行為との競合が認められる場合（契約本来の目的範囲を逸脱する場合）として、①故意または害意にもとづく不履行と②契約当事者の生命身体に侵害があった場合をあげる（同20頁）。

⁸¹ 「スルガ銀行・日本 IBM 事件」は本文で述べたように、各個別契約が締結されるまでは当事者は最終合意書にもとづく法的義務を負わないとされていたので、債務不履行責任を肯定するうえで、障害があったといえるが、小林・前掲注（2）「金融システム開発に係る法的諸論点の帰趨」61頁は、同事件の第1審判決に関して、「本件は、個別契約を積み重ねていく多段階契約であるので、本件当事者間の法律関係は不法行為によるのではなく、個別契約の解釈によるべきではないだろうか。」と批判する。

あえて不法行為規範の適用を正当化しようとするれば、プロジェクトマネジメント義務は契約締結前（この場合、契約準備段階における信義則上の義務となり、不法行為規範になじみやすい）から締結後まで一貫して存続するものであり、義務の性質を（本事案では不法行為責任に）統一的に解しておく方が効果面（たとえば消滅時効期間）においても都合がよいからであるといえようか（同じプロジェクトマネジメント義務なのに契約前と契約後で法的性質が変わるといっても奇妙である。もっとも義務の内容・強度に差がありうることは同判決の検討において見たとおりである）。また、信義則上の義務と解することは、合意にもとづかない一種の法定義務的なものとみなすことができ、したがって不法行為における一般的不可侵義務に近似するから、不法行為規範を適用することが許されるとも解しうる（ただし、あまり説得力のある理由とはいえない）。

⁸² 川井健『「専門家の責任」と判例法の発展』川井健編『専門家の責任』（日本評論社・1993年）4頁による。このほか専門家責任に関する代表的な書籍として、専門家責任研究会編『専門家の民事責任』（別冊 NBL28号・1994年）、山田卓生＝加藤雅信編『新・現代損害賠償法講座 3 製造物責任・専門家責任』（日本評論社・1997年）、川井健＝塩崎勤編『新・裁判実務体系 8 専門家責任訴訟法』（青林書院・2004年）など参照。

⁸³ 能見善久「専門家の責任－その理論的枠組みの提案」前掲注（82）『専門家の民事責任』4頁（とくに6頁以下）参照。

⁸⁴ 大谷・前掲注（21）145頁は、「ユーザとベンダの間には、消費者と企業との間の取引に認められるような取引に関する情報の量および質における非対称性があるわけではないが、両者の間には、別の意味で情報の偏在が認められる。」とし、「専門家責任」としての特別な注意

義務を課すという考え方は一般のシステムエンジニアには妥当しない、としながらも、「ユーザとベンダの間にソフトウェア開発に関する知識に圧倒的な格差がある場合に、ベンダに信義則上その他の説明・助言義務があることを否定するものではない」としている。

⁸⁵ 許可制が導入され、公法的規制がなされている代表的なものとして建設業法（都道府県知事の許可が必要 [同法3条]）や貨物自動車運送事業法（国土交通大臣の許可が必要 [同法3条]）などがある。

⁸⁶ 潮見佳男『基本講義 債権各論Ⅰ [第2版]』（新世社・2009年）234頁参照。

⁸⁷ 拙稿・前掲注（1）929頁以下参照。

⁸⁸ 法制審議会民法（債権関係）部会第27回会議（2011年6月7日）における情報サービス産業協会・大谷和子参考人発言（商事法務編『民法（債権関係）部会資料集 第2集<第1巻>』（商事法務・2012年）14頁以下）および社団法人コンピュータソフトウェア協会「民法改正に関する意見」（同・部会資料集第2集<第1巻>「民法（債権関係）部会第27回会議参考人説明資料」360頁以下）参照。

⁸⁹ 商事法務編・前掲注（66）『中間試案・補足説明』471頁以下参照。現行民法536条2項の請負契約に関する特別規定の新設であり、最判昭和52年2月22日民集31巻1号79頁の判例法理の明文化である。

⁹⁰ Ⅱ 1（2）⑧判決につき金融法務事情1952号184頁以下、同⑨判決につき金融・商事判例1428号45頁参照。

⁹¹ 判例タイムズ1211号182頁、拙稿・前掲注（1）931頁以下参照。

⁹² 判例タイムズ1211号184頁、拙稿・前掲注（25）485頁以下参照。

⁹³ 「スルガ銀行・日本IBM事件」（本稿Ⅱ 1（2）⑧⑨判決）において、ベンダは納入した成果物（要件定義書、システム設計書など）に客観的利用価値があるとして損益相殺の主張をしたが、判決は、別件のシステム開発に転用することは困難であるなど客観的利用価値はないとして、その主張を認めなかった（⑧判決につき金融法務事情1952号188、189頁、⑨判決につき金融・商事判例1428号44頁参照）。なお、ソフトウェア開発における「出来高」の算定方法に言及するものとして、東京地方裁判所プラクティス委員会第二小委員会・前掲注（46）「ソフトウェア開発関係訴訟の手引」23頁参照。「一部解除の法理」については、前掲注（58）の最判を参照。

⁹⁴ その一つの試みとして、拙稿・前掲注（26）参照。